

総務産業委員会報告書

平成28年4月20日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成28年4月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 審査結果 | 備 考 |
|--|------|-----|
| 1 定住対策についての調査研究 ① 空き家対策について | 継続調査 | — |
| 2 防災、危機管理についての調査研究 | 継続調査 | — |
| 3 行政管理についての調査研究 ① ふるさと納税について | 継続調査 | — |
| 4 公有財産についての調査研究 ① 市庁舎移転について ② 旧アルファビゼンについて | 継続調査 | — |

《 委員会記録目次 》

| | |
|------------------|----|
| 招集日時・出席委員等 | 1 |
| 開会 | 2 |
| 閉会中の継続調査事件 | 2 |
| 定住対策についての調査研究 | 2 |
| 防災、危機管理についての調査研究 | 10 |
| 行政管理についての調査研究 | 18 |
| 公有財産についての調査研究 | 28 |
| 閉会 | 40 |

総務産業委員会記録

| | | | | |
|-------|---------------|---------|--------------------|-------|
| 招集日時 | 平成28年4月20日（水） | 午後1時30分 | | |
| 開議・閉議 | 午後1時35分 | 開会 ～ | 午後5時13分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室A・B | 閉会中の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 田原隆雄 | | |
| | 委員 | 山本恒道 | | 尾川直行 |
| | | 掛谷 繁 | | 西上徳一 |
| | | 石原和人 | | |
| 欠席委員 | 副委員長 | 川崎輝通 | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 田口健作 | | |
| | 委員外議員 | なし | | |
| | 紹介議員 | なし | | |
| | 参考人 | なし | | |
| 説明員 | 市長室長 | 今脇誠司 | 総合政策部長 | 佐藤行弘 |
| | まちづくり部長 | 中島和久 | 総合政策部参与 庁舎移転担当官 | 尾野田瑞穂 |
| | ふるさと寄附課長 | 下山 晃 | 危機管理課長 | 柴垣桂介 |
| | 企画課長 | 野道徹也 | 総務課長 | 石原史章 |
| | 契約管財課長 | 濱山一泰 | まち産業課長 | 小川勝巳 |
| | 吉永総合支所長 | 金藤康樹 | 会計管理者 | 中野新吾 |
| | 監査委員事務局長 | 正富福政 | | |
| 傍聴者 | 議員 | 守井秀龍 | 立川 茂 | 森本洋子 |
| | | 星野和也 | | |
| | 報道関係 | 山陽新聞 | | |
| | 一般傍聴 | なし | | |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午後1時35分 開会

○**田原委員長** きょうは、副委員長が欠席です。出席者6名、定足数に達しておりますので、ただいまより総務産業委員会を開会します。

***** 説明員紹介 *****

人事異動もあり、所管の担当職員もかわっているようですので、この際、説明員の紹介をお願いしたいと思います。

○**今脇市長室長** それでは、市長室から異動者の御紹介させていただきます。

(以下、室長から関係職員の紹介)

○**佐藤総合政策部長** それでは、総合政策部関係の職員の紹介をさせていただきます。

(以下、総合政策部長から関係職員の紹介)

最後です。私、総合政策部長の佐藤です。市民の福祉の向上のために頑張っておりまして、よろしく申し上げます。

○**中島まちづくり部長** それでは、まちづくり部の説明員を御紹介させていただきます。

(以下、まちづくり部長から関係職員の紹介)

○**金藤吉永総合支所長** 吉永総合支所長の金藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○**中野会計管理者** この4月1日付で会計管理者を拝命いたしました中野です。公金の適正な管理と効率的な資金運営を努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○**正富監査委員事務局長** 備前市瀬戸内市監査委員事務局長の正富と申します。監査委員の御意向に沿いながら最少で最大の効果が上がるよう努めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○**田原委員長** ありがとうございました。

説明員の紹介を終わります。

報告事項から入りたいと思います。

きょうは閉会中の審査ですので、項目以外の方は退席いただいて結構です。

報告事項、別段事前通告がありませんが、何か報告事項がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それでは予定している継続調査に関する調査を行いたいと思います。

***** 定住対策についての調査研究 *****

まず、定住対策についての調査研究について、空き家対策についてを議題とします。

資料があるので、資料の説明からお願いします。

○**平田まち整備課長** 備前市空き家等除却支援事業補助金についてということで、空き家の対策です。昨年、国のほうでこの空き家の対策に係る特別措置法が制定されたということで、これからのいろいろと空き家の対策について本格化していくことになるというような情勢になってきています。備前市においても各種の対策をとっていくことになるわけですが、そのうちのひとつとして、特に危険な老朽空き家の除却に係る費用について補助をするという制度を創設するもので

す。

資料に沿って内容を説明させていただきます。

まず、1番として、補助対象空き家等ということでどういったものが対象になるのかということです。幾つか箇条書きにしていますが、これ全てに該当するものが対象ということで読み上げさせていただきます。

まず、市内に存するものであること、それから特定空き家またはそれになり得る空き家であること、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること、居住の用に供しない状態でおおむね1年以上経過していること、登記事項証明書に所有権以外の権利設定がある場合において、当該権利を有する全ての人及び団体から該当空き家の除去について同意を得ていること、個人が所有権を有している建築物であること、公共事業による移転、建てかえ等の補償の対象となっていないこと、この補助金に類する他の補助金等の交付を受けていないこと。注釈として、敷地を同じくする補助対象空き家等は同一のものとみなしますということで、一つの敷地の中にある空き家については何戸あってももう1軒とみなすということです。

今の箇条書きの部分で若干補足説明をさせていただきますが、2行目の特定空き家またはそれになり得る空き家は どういったものかということになると思いますが、まず特定空き家と言うのは老朽が進んで非常に倒壊等の危険が高まっているもの、またその景観あるいは環境に非常に悪影響を与えるものといったようなことで、適正な対応が必要になってくるものということになるわけですが、そこのところは非常に抽象的な表現で、その特定空き家かそうでないものをどうやってさび分けするのかという部分が出てこようかと思います。そうしたことについては、国が一定の基準というか指針を示しており、これに基づいて県内の市町村で判定のための手引というものをつくっています。項目ごとにこれは点数をつけていって、一定の点数を超えると特定空き家になるという、そうした評価をするものです。例えばの話、点数をつけていって合計点数が100点以上であれば特定空き家という形で認定をすれば、それになり得る空き家とは何なのかという、特定空き家に準ずるもの、今は特定空き家とまでは状態が悪くはないが将来的にそうなる可能性のあるものということで、100点以上が特定空き家ということであれば100点未満であっても50点以上で100点までの間に入ってくるようなもの、そういったものも含めてこの補助の対象にしようということです。

3行目の昭和56年5月31日以前という条件ですが、これは建築基準法が改正されまして、56年6月以降、耐震の新しい基準のものでできているということで、これ以降のものについてはある程度安全性、信頼性も高いのではないかとということでそれは対象にせず、それ以前に着工されたものを補助の対象とするという考え方でしているものです。

それから、2番目、補助対象者ということで、補助対象空き家等の所有権を有する方または補助対象空き家等の除却を実施することについて全ての権利者の承認を得た親族、こういった方が補助の対象者、申請者ということになります。

それから、3番目、補助対象事業、どういったものがその補助対象の事業になるかということ

ですが、今回要綱を策定中ですが、これをこの6月1日に施行開始ということで予定をして今進めているところです。ですので、6月1日以降にこの補助対象空き家について市内の業者が施工する工事で、下記にある1から3のいずれかに該当する事業が補助対象事業となるということで、その下の1から3番ですが、1がまず除却工事を行う者、これは特定空き家またはそれになり得る空き家、一つ敷地の中のもの全てを除却するものということです。

2番目として、除却工事及び附帯工事（門扉及び塀の撤去等）を行うものということで、門扉とか塀といったものは特定空き家等の中には含まれていません。附属する別のものということで、こうしたものでも附帯工事ということで、特定空き家の除却にあわせてこうした門扉や塀の撤去をする場合も全体を一つの工事として補助対象とします。ただし、附帯工事だけを行うものは補助対象にはなりませんということです。

3番目として応急措置を行うものということで、特定空き家等危険な状態、古くなっているわけですが、その中で特に一部分が非常に危険で、例えば道路等へ倒壊のおそれがあるので緊急に対応する必要があると、ほかの部分は当面そのままにしておいてもそう問題がないといったような場合に一部だけを応急措置を行うといったような場合であっても補助対象にするというものです。

4番目に補助金額ということで、補助対象事業のうち先ほど申し上げた除却工事と除却工事及び附帯工事を行うものについては補助対象者が負担する、つまり除却にかかる費用の3分の2以内の額で上限が50万円、それから3番目の応急措置については3分の2以内の額で上限が20万円になります。応急工事を実施された場合、残った部分の工事をその後にもまた除却の工事をされるというケースが出てこようかと思いますが、そうした場合は応急措置、応急工事の際に交付をした補助金額を引いた額で交付をするということになります。

5番目として受付期間ということで、平成28年6月1日から平成29年1月31日までということで、今回は今要綱を制定中でして、それができ次第、6月1日からの予定で制度をスタートしたい。それから後、実績報告を受けて支払い等の作業がございますので、今年度1月末までには一応受け付けは終了したいというふうに考えています。

○田原委員長 ただいま資料の説明がありました。委員の皆さんからの質疑、御意見をお受けしたいと思います。

○山本委員 今までずっと積み残しているというか、もう全然してないけど、私らも十四、五年ぐらい前に世話させてもらっていた時分に、隣の人が、倒れそうだから早くというて市役所へもいろいろ電話はしていたわけですが、私らも立ち会うたこともあるわけですが、これができたら優先順位いうか、職員が見て、こことここだったらこれを許可出すとか、そこら周りをきっちりしてもらわなければ、今までみたいなやり方ではなく、ぜひそれは。ある人なんか壊すのに100万円かかるが補助が30万円だったら放っといてくれというような、隣の人は困っているわけ、子供が火をたいたり猫が入ったり、そんなんで困っていたわけだが、そこら周りを解決するからこういう法律ができてしてくれるわけだから、そこらを余り厳重にしていたら職員の人は困

るかわからないが、嚴重にしてもらわなければいけないと思いますが。

○平田まち整備課長 御指摘の点、ごもっともだと思います。先ほど説明した中に補助の対象となるものの要件があったと思いますが、こうしたものにとつて適正に審査をした上でその対応はしたいというふうに思います。正直、初めての制度なのでどのくらい申請が出てくるのか、そのあたりも見通しははっきりしないところはございますが、制度をつくる以上はしっかりと申し込んでいただいて、少しでも除却が進むようにしたいというふうには考えていますが、余り一時にたくさん来るようですと、やはり優先順位をどう考えるかというのはあると思いますが、基本的には要件を満たしているものであれば申込順ということになるのかなと思います。

○尾川委員 この補助金額ですが、他の自治体の動向というのはどういう、こっちも調べていないが、3分の2以内で上限を50万円というのが一般的な補助金額ですか。

○平田まち整備課長 他の自治体での先行例、今のところこちらで把握しているのが岡山市だけでして、多分ほかでもこれからだんだんできてくると思うが、たしか今年の8月ぐらいにはもうこの制度はスタートしています。岡山市の場合には、補助金額が除却にかかる費用の3分の1で上限が50万円という設定でした。実は、それから後に県がそうした市の事業に対して、市の払う補助金に対して2分の1単県補助してくれるというような制度ができたわけですが、それも多分この岡山市の50万円という上限額の設定をもとにつくったようで、県の補助金も2分の1で限度額が25万円となっています。備前市でも、この岡山市の制度を受けて大体もう同じような形にするべきかなということで進めていたわけですが、内部で議論する中で、どうせ制度をつくるのであればできるだけ活用していただける、インセンティブが働くような形の制度に少しでもすべきだろうという話の中で、率を3分の2にさせていただいたと。予算の関係もあるので限度額は50万円ですが、率については少しでも上げることで活用いただけるのではないかとということで、今回のような補助額の設定にしたというものです。

○尾川委員 岡山県から25万円、その差額を市が負担するということか。最大50万円とすれば25万円分が市の負担ということか。

○平田まち整備課長 御指摘のとおりです。市の補助する額の半分を県が補助してくれるということですので、限度額いっぱい50万円市が補助するということになれば県から25万円入ってくるということです。

○尾川委員 見込みというのはもう把握されているのか。大体何件ぐらい、予算はたしかとっていたと思うが。例えば予算オーバーすると予想されて予算措置されていると思うが、そのあたりはどのように考えているのか。

○平田まち整備課長 正直余り具体的な見込みというところがなくて、幾つか地元なり所有者の方から相談を受けて対応している案件が3つ4つあり、そうしたものも今後話によってはこの補助制度を使っていただいて除却ということになるかもしれません。ただ、現段階では調査を行っていませんから、本当にその除却が必要になるような空き家がどこにどれだけあるのかという部分は把握できていません。5件の50万円で250万円の予算だったと思いますが、つかみとい

ったら言い方は悪いですが、とりあえずこのぐらいで予算をお願いして、後は状況を見ながら対応を考えていこうというのが正直なところですよ。本当に申し込みが多くて予算を消化し切ってしまった場合には、年度途中で補正予算ということでお願いをするということになるかもしれません。

○尾川委員 大体除却するのに平米というか、どういう単位になるか知らないが、どのくらいを想定されているのか。

○平田まち整備課長 以前にたしか、割と市内業者の方で結構除却の工事をやっている方に参考までに単価をお聞きしましたが、きょう資料を持ってきていないのはっきり覚えていないが、たしか坪3万円ぐらいだったと。平均的な住居で大体床面積は四、五十坪と想定したときに、除去費用150万円ぐらい見ていけば大体一般的な家屋の場合は対応できるということで、そういう設定の中で3分の1、50万円と。多分岡山市あたりもそういう考え方でしているのではないかと思います。

○掛谷委員 これは申請主義だと思うので、2の補助対象者というところの質問をさせてもらいますが、みずからやりたいということで申請者が出さなければその該当には当然ならないわけです。問題は、自分から言う人はありがたいが、はたの人が危ないと言うても何もできないというのか、それを申請者が放っておいたらそれまでなので、そういうことが結構あるのではないかと。いわゆる自分自身が対象になっている家であるというのがある程度わかってもお金の面とかいろんな面でできないといった場合、対象にならないほかの人が言うてもいけないわけですが、そういった場合に市のスタンスというのは、何か動くのか。

○平田まち整備課長 まさにそうしたことのために今回法律ができているということで、使用者の方に対して適正管理を促すための権限を法律でもって市町村に付与されているというものです。ただ、いろんなケースがあると思うので、一くりに特定空き家だからすぐ行って撤去しなさいという話になるのかといえば、ケース・バイ・ケースで、そのあたりは状況を見きわめていく必要があるかと思いますが、どうしてもこれは危険で早急に対応してほしいということがあれば法律に基づいて、これも段階的な対応が必要になるが、まず一番に指導なり助言、あるいは情報提供といったような支援をしてあげて何とか対応していただくように促すと。それで改善がされなければ勧告をする、さらにそれでも対応されなければ命令と。最終的には行政のほうで代執行というような方法もあるわけですが、なかなかそこまでいったという事例はほかにも聞いたことがございませんし、できるだけ早い段階で対応していただくように努力をすべきではないかというふうに思っています。

○掛谷委員 そういった案件というか、そこまでいっていない空き家、危ないよだとかというようなことは市役所のほうには問い合わせはかなりあるのか、ぼちぼちあるのか。そういったものが実際聞かれているかどうかというの、わかる範囲でいいが、教えてほしい。

○平田まち整備課長 私のほうで把握している限りでは、今のところ2件程度です。こうしたものもまずは情報の収集ということからスタートということになりますから、実は調査のほうも予

定はしているわけですがすぐには無理だということなので、やはりこれは非常に危険だというようなものがあれば、私どもも気をつけて見てはいますが、地元の方、委員の皆様方ももしお気づきの点があればぜひ情報提供いただけたらというふうに思います。お願いします。

○石原委員 うまく回っていけば大変有効な制度、政策になると感じています。うちの周りでもイメージしてみると、どこでもあるとは思いますが、昔ながらのおうちで母屋があって、その裏とか横に昔のいわゆる納屋のような、土壁の瓦なんですね、ああいうのがあって、もう古びてきて。こういう制度ができたらしいな、ほんなら除却を試みようかというのも、そういう納屋のようなものもこの範囲に入ってくるのか。

○平田まち整備課長 今言われたようなものも対象にはなりません。ただ、除却のやり方と申しますか、それを少し考えていただく必要があろうかと思えます。3番に①から③まで対象の事業がありますが、基本的に①と②は敷地内の特定空き家、それに類するもの全ての撤去が対象になるというもので、一部だけをとるとするのは対象とは考えないということにはなるわけですが、ただ③番の応急措置というものもございますから、例えばほかのものはそんなに悪くないがその納屋の部分だけが早急に対応する必要があるので応急工事をしたいということであれば、そういった形で補助申請をしていただいで対応できるということはあるかと思えます。

○石原委員 原則はその敷地内の建物をがさっと一切除却するのがイメージであって、そういうものも③のところで対象となるかもしれないということで認識させていただきます。

それから、6月1日からスタートの予定ということで、市民の皆さんへの周知、PRについてはどういう形で考えているのか。

○平田まち整備課長 今要項が詰め作業に入っていて、ほぼでき上がっているような状態なので、これを内部で起案して決裁をいただき確定したら、その段階でホームページでまずはお知らせをしたいというふうに思っています。これが恐らく5月の連休前後ぐらいになるかなと思いますが、まずはホームページで制度ができますというお知らせをした上で、6月1日から施行なのでそれにあわせて今度は「広報びぜん」でページをとっているの、そちらでもお知らせしたいというふうに考えています。

○石原委員 しっかりPRをしていただきたいと思えます。

それから、空き家対策についてという調査案件ですので、ここでは除却についてでしたが、あわせて御提案があった空き家の購入補助についてはいつからスタートになるのか。

○野道企画課長 委員の御指摘がありました空き家の活用ですが、同じように今制度の交付要綱等をつくっており、ただこちらの事業については4月1日にさかのぼって施行したいと考えています。4月1日以降に売買契約をされた方について補助していくというような考え方で進んでいます。

○掛谷委員 ちょっと気がついたが、5番の6月1日からはいいが、29年の1月31日、これ3月31日とか、1月31日というのはどういう意味があるのか。

○平田まち整備課長 先ほど申し上げましたが、申し込みをしていただいで、それをこちらでお

受けして許可を出して補助金を出せますよとなって、それから工事の着手をしていただいて、終わった後に今度は実績報告をいただいてうちのほうで補助金をお支払いするという、そうした一連の流れが出てきますので、少し早目にこの辺は示させていただかないと28年度予算での処理ができないということになってしまいますので、そういった意味でこの受け付け期間は1月31日までとさせていただいているということです。

○掛谷委員 仮に、2月3月にあった場合はもう締め切って、次年度でやりますというような方向をおっしゃられるわけですね。

○平田まち整備課長 おっしゃられるとおりで、ぎりぎりではちょっと難しいと思われたら次年度4月以降での申し込みをしていただけたらと思います。

○山本委員 この間うち納税の令書につけとったと思うが、空き家バンクか何かわからないけど。裏へ茶色いような紙でこんなが来て、わしも知らなんだんじゃけど、見たら皆入ったけどね。村がめげてしまうわ、あげえなもんどつとこどつとこ出しょつたら。そりゃもうこれらでも一緒じゃろうけど、あつこのぼろい家はめで補助金が20万円出て、うちのだったらもうねんじゃからできんというような、そねえなことにならんように、いろいろ気遣いとか心遣いとか、そこら周りが大事だと思う。

○野道企画課長 今委員のおっしゃられた空き家バンクですが、企画課で22年からやっているが、間にどうしてもこれは不動産業者等が入りやっているの、どうしても市外の方である可能性もなきにしも、買われたいという方があった場合なきにしもあらずなので、そのあたり業者等にも地元との話なんかもできるようにお願い等はさせていただきたいとは思いますが、何分空き家のほうを活用して定住を図って、できたら身内の方に入っていただくのが一番よろしいかとは思いますが、そういったことに向けての、移住定住ですね、そちらのほうもちょっと頑張っていきたいと考えています。そのあたり御理解いただけたらと思います。

○山本委員 その空き家の件だが、おかしいんじゃ。ちょびつとしかねえんじゃつたらもらえるようなの、補助金もろうてから名義変えりゃあええんで、そんなこと言ようるからね。親等がおっさんの分ぐらいじゃつたらもう関係ねえんじゃろう。そこら周り、ようほんまに。

○野道企画課長 確かに3親等までだとだめですが、それ以上離れた親族の方ということには一応させていただいています。そのあたりちょっと私も把握してないが、一応3親等以上ということとその要件のほう、こちら也十分チェックしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○石原委員 ちょっと曖昧というか難しいのが対象のところの1の2行目ですか、特定空き家またはそれに準ずるといところで、先ほど国の指針があつて、それをもとに点数の話もありましたが、一般市民というか我々側としてイメージしておけばいいのはかなりのレベルの傷みぐあいで考えていけばいいのか。危険だとか環境も話もありましたが、申請があつてその都度審査をされるわけでしょうが、そこが結局どういうレベルまで大丈夫かなというようなところも難しいと思うが、周知PRのときにそこが結構皆さん戸惑われるかなと。まあその都度相談、申請はさ

ればいいのでしょうか、イメージとしてはかなり老朽化してもう今にも崩れそう、危険ですよ、もう見るからにというような空き家をイメージしておればいいのか。

○平田まち整備課長 特定空き家に関しては、まさに今石原委員が言われたとおりだと思います。本当に朽ち果てて危険な状態のものということになるわけですが、それになり得るものというところとちょっとその辺が微妙なことになってこようと思います。前に申し上げたかもしれませんが、危ないものの除却ということが大きな目的ではあるが、少しでも固定資産の流動化ということにも効果があればということで、今回はこの特定空き家に限定せずに若干それになりそうなもの、それに準ずるものも対象にしたかったということでこういう形にしているわけですが、やはりある程度その辺は個別に御相談をいただいてこちらで現場確認をするなりしてということで見きわめていくしかないのかなと思います。

○尾川委員 確認ですが、3の補助事業対象で今いろいろ説明があったが、その除却は建屋の一部でもできるということでもいいのか。要するに、敷地内にある建物があり、その一部が非常に老朽化して、例えば離れとかにきちっと別れていれば別として、そこが複合的に判断されるようなところでもいいのか。

○平田まち整備課長 その辺がなかなかケース・バイ・ケースで判断が難しいところかなと思います。一つの敷地の中で、例えば母屋はしっかり新しいもので住んでおられると。離れが老朽化して特定空き家になっているといったような状況ですね。そうした場合、その離れについては今回のこの補助対象にはなるという考え方でよろしいかと思います。一つ敷地の中で特定空き家かそれになり得るものがどれだけあるか、3棟あるうち2棟そういうものがあるということであればその2棟分が1つと捉えて補助対象という考え方でいいというふうには思います。ただ、将来的にその母屋のほうが古くなってきたのでそっちも除却という話になってくるとまたちょっと事情が違ってきますので、例えばその離れのほうの2つを最初に応急措置ということで対応されておれば、母屋を除却されるときには差額分だけは補助金が出るわけですが、最初にその除却工事ということで全部対応されてれば後々の工事にはもう補助対象にならないということにはなってきます。

○尾川委員 ②の除去工事及び附帯工事、その塀なんかだけが、そういう見方をしたらいけないと思うが、主として建屋だと思うが、ここを切って門扉及び塀の撤去だけに限定して対応するというのは、適用はできるのか。

○平田まち整備課長 この附帯工事だけということになると今回補助対象には含めないという考え方でいます。あくまで建物と一緒に工事であって初めて全体を補助対象と捉えるという考え方で。

○尾川委員 要するに塀が結構危険性のあるところが多いわけです。今回の地震でも、ブロックが一番問題になっていたような気がする。他人に迷惑をかける場合が。そういうのとそれはちょっとこの趣旨が違ってくるかもわからないが、その確認でそのあたりを。まあ、現場確認されて判断していくということでしょうけど。やはり問い合わせがいろいろあって、どういう状態なら

どうなるというたときのある程度の、市へ問い合わせをすればと、そうこっちも何もかも投げるわけにいかないで、ある程度の答えはしていかなければいけないと思うので確認させてもらった。

○平田まち整備課長 おっしゃられるとおり、塀も傾いてきて危ないといったようなものもあるかと思うので、そうしたもののだけの工事を対象と考えるのは一つの方法なのかもしれませんが。ただ、やはり国の考え方から、もともとはその空き家に対する対応ということで建物がどうしても中心という考え方がございますし、塀にしても建物にしても最終的にはこれはもう個人の所有物ですから、所有者の方でまずは対応していただきたいという点もございますし、そういった点から今回はそうした附帯工事だけのものは対象には考えてないですが、そういった部分も今後の対応といたしますか、情勢を見ながらまた改めて検討させていただいたらというふうに思います。

○尾川委員 持ち主は一緒だからな、結局は。今は家だって一緒だし塀も一緒だし。ただちょっと確認で、意地悪な質問かもわからないが、そういう場合は結構あるにはある。それはまあよろしい、わかりました。

○田原委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、この件はこれぐらいにして次へ進みたいと思います。

***** 防災、危機管理についての調査研究 *****

防災、危機管理についての調査研究に入りたいと思います。

定住対策の担当の方、退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

○柴垣危機管理課長 このたびの熊本地震における備前市の対応について御報告します。

まず、義援金の受け付けとして募金箱を本庁舎内に3カ所、各総合支所、各市民病院の計8カ所に設置をしました。なお、救援物資については今のところ受け付けはしていません。また、見舞金については岡山県市長会からの要請連絡により対応できるように準備をしております。

次に、物資についてですが、現在の市の備蓄品状況の一覧表をきょう資料として配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

備蓄品の提供については、岡山県危機管理課からの要請により必要な物を可能な範囲での対応と考えています。備蓄品については各市民病院のほうでも持っており、現在提供可能な数量を確認している状況です。また、日赤の備蓄品については日赤からの要請連絡により対応することとしています。

職員の派遣については、岡山県市長会からの要請連絡により対応するように考えています。

閑谷学校とともに日本遺産の指定を受けた咸宜園のある大分県日田市への対応については、事務局の水戸市と連絡をとりながら足並みをそろえて対応をするようにしています。

○田原委員長 備蓄の一覧表は、今備前市にこれだけのものがあるということですね。これをここへ出すというわけじゃないですね。

○柴垣危機管理課長 そのとおりです。現在備前市が備蓄をしている数量ですので、このうちの、当然必要とされている要望のある品物でうちのほうで対応が可能な数を検討して協議をして対応していこうというふうに考えています。

○掛谷委員 A3の今現在の備蓄の一覧だと思うが、前々からお聞きしたかったのは、これだけの備蓄が、国か県かよくわからないが、これだけは最低しておきなさいといういわゆるガイドラインなり基準なり、そういうものはあると思うが、あるのかなのか、その中でもオーバーしてプラスアルファしているのか、あればぎりぎりの範囲かなという、まずその辺のところを教えてください。

○柴垣危機管理課長 現在私のほうの今持っている資料が南海トラフ地震の被害を想定して備蓄の量を目標値として定めているものがございます。その数量からすると、食料品については非常に不足している数量になります。割と品物によっては達しているもの、それから大きく不足しているもの等がございます。

○掛谷委員 南海トラフ災害、それをもとにすればそういう話で、どこを基準にしてどうするのかというのが、こういうものは各市町村に、もう行政にお任せというのが現状でしょうか、そういう意味では。

○柴垣危機管理課長 そういった担当の連絡協議会等があり、そういった中でも目標値を定めてその目標に向けて備蓄を、当然消費期限、賞味期限等がございますので更新をかけていって目標値に達するようにやっていくというように聞いています。

○掛谷委員 そういう意味で不足、オーバーもあるという、なかなかどれがどれと一々言ったら時間がかかるので、一度そういう南海トラフというのが我々のところでは一番基準になると思うので、しっかりその辺はどうするのかということを明確にしていきたいと思う。足りなければ足りないで、いつ地震が来るか本当に、熊本なんて誰も想像したものではないわけなのでね。備前市もそういうところが、やはり想定外のことを想定してやっていただきたいというのが一番の思いなので、そのあたりはしっかりと過不足についても執行部に連携をとりながらやっていただきたいと思うが、どうでしょうか。

○柴垣危機管理課長 委員おっしゃる御意見ありがとうございます。そういったことを十分捉まえて検討してまいりたいと思います。

○掛谷委員 よく企業連携というのが、企業というよりコンビニとかスーパー、今回の熊本でもコンビニなんかでも、それからスーパーでも無償のところもあったと思うし、そういう意味で持っているところが備前市、行政以外ではやはりスーパー、コンビニは小さいですがスーパーは大きいですから、そういうところの連携はたしか幾らか災害時にはしていましたね。どこどこでしたか、災害協定かな、覚えていますか。ありますか。

○柴垣危機管理課長 申しわけありません、あいにく資料を持ち合わせていないので、確認後報告したいと思います。

○掛谷委員 しっかりと熊本の震災応援をしていかなければならないと思うので、よろしくお願

します。

○尾川委員 表を見せてもらい、要は備前市から、委員長もちょっと言いかけたような、要するに備前市から物資補給をする気があるのか、しているのか。この表でどのくらいまで補給に使えるのかと、あるいはその補給のやり方というのをむやみやたらと、他の自治体のことを言わなくてもいいが、総社市はかなりAMD Aと動いている。その辺はこっちが出したって向こうの受け入れがなかったらいけないという問題があると思う、本人に行かなければ。要するに備前市から補給しているのかしていないのか、それとその補給の検討はしたのか、どの程度まで出せるのか答弁してもらいたい。

○柴垣危機管理課長 現在のところまだ物資のほうの補給というか、提供はしていませんが、県と連絡をとり合いながら必要なもの、要求があるものを確認しながら提供するというで意見はまとまっているが、数についてはまだはっきりとした数は出していません。

○尾川委員 だから、前に前に出てええ格好しなくてもいいから、きちっと連携して、必要な物を必要な時期に渡せるような態勢だけはきちっとしておくべきだと思う。だから、県に県にと預けてしまってもいけないし、催促をある程度するぐらいの気持ちでね。そうかといって、前へ行って向こうの受けがないのにどんどん出したところで意味ないわけだから、それをよく考えて。それをどこまで備前市としたらできるのかということを検討しているのか。

○柴垣危機管理課長 委員おっしゃるとおり、受け入れが今県とのやりとりの中では熊本県側の受け入れ態勢が整っていないということで見合わせているという県からの連絡でした。できれば県で一つにまとめるような形で必要な物等を、その中で備前市としてどういったものが対応できるかというものを確認し合いながら、ただちょっと数量のほうは、まだそのものがというのがわかっていませんが、数量については直ちに検討に入っていこうと考えます。

○尾川委員 県もいろいろ忙しいからなかなか返事もないかもわからない、催促ばかりし歩かなくてもいいが、ある程度はやはり、もう時期を失したら何の価値もないから。いつまで続くかどうかというのはわからないが、この対策が、あれだけ壊滅的にいっとつたら時間がかかると思う。だから、適当な時期には適当な処置をしていかないと、何のために連携するというか、提供するとかということの効果は薄れると思う。やはり初期に手を打っていくということをやっあげないと。もうある程度あっちもこっちも、今何かルートも別に出てきたりして、資材がということになっているような状況だから、かえって今持っていったら迷惑するかもわからない。そのあたりを、県というのも必要だし、県へある程度効果ある、備前市としての役割というのは果たしていけるということをぜひやってほしいと思う。

○柴垣危機管理課長 委員おっしゃるとおりに前向きに検討してきたいと思います。

○山本委員 これ数は出せというたらすぐ出るのか、言うところへ。いやあ、うちは伊部じゃろうけどどこへ置いとんじゃろうかという、そんなことはないのか、きちんと把握できているのか、この言うところ数は。

○柴垣危機管理課長 こちらの保管場所と書かせていただいているところに内数が入っていま

す。そういった箇所と、本庁の倉庫、伊部の倉庫というところに、それから総合支所と主に避難場所になるであろうという学校施設等に保管をしています。

○山本委員 私も大昔に神戸へ次の日に行ったことがあるが、やはり本当に要る物が全然、私次の日から行ったが、本当に要る物が全然届かないというて、女の人の扱うようなものは、こねえなおじさんばあがおってから、足りないから欲しいけど、あそこへあるけど言いにくいというような、そねえな話を最終的に3カ月ほどたって話し合いというか、要望事項というか、次があったら言ったりするのを、うちらは女の職員が多いから5人行ったら1人ぐらいは行くんじゃないけど、そねえな感じで、本当に欲しいものが若い人だったら言いにくい、女の人だったら。そんな話もたくさん出てきたけどね。どうせ東北やいろいろあったわけだからそんなのも出てくるんじゃないだろう、そこら周りの気遣いというかな、やはりたくさん来ているけど今の話じゃけえ行くところがねえってじっとしとくばあして、下のほうではねえねえと言うて、そねえなものもテレビで朝晩ぐらいしょうるけど、そこら周りを仕事中にちいたあテレビ見るぐらいで、まあ県から言うてきたとおりにするのがええんじゃないだろうけど、そこらが割となった者じゃないとわからないようなことがあるから。そこら周りをよく研究して、ええようにすつと行くように。ぎょうさん買うとんじゃけど入れとるところがわからんのんじゃというようなのも同じようなことにならんように、ようきちっと、何ぼいうたらどことどこのをばさつと出せというような感じでいかなんたらいけんのじゃねえかな。

○柴垣危機管理課長 委員おっしゃるとおり、本当に真に被災されている方々が求めている物、きょうのニュースでもありましたが、本当に必要な物を確認し合いながら当然それに向けて対応をしてまいりたいと思います。

先ほど掛谷委員からありました災害の協定をしておりますスーパー等ですが、コメリ、マックスバリュ、スーパーではございませんが飲料会社としてのコカ・コーラ・ウエストジャパン、大塚食品と協定を結んでいます。

○掛谷委員 またコンビニなんかができたらいいと思いますが、頑張ってください。

1件漏らして、日田市ですね、日本遺産。ここへ水戸、足利もそうかな、連携して日田市への対応という話がありちょっと気になったが、日田市はテレビなんかは出ません、余り被害はないと思うが、ライフラインなんかの間接的な形での被害があるのか。そういう情報があれば教えてほしいことと、これは岡山県関係なしに単独で動いていくという意味合いでいいのか、その点について。単独ではないけど、連携だけ。

○今脇市長室長 庁舎等については大丈夫、咸宜園も大丈夫というふうに聞いています。ライフラインは道路等がやはり一部傷んでいるところがあるというところをお聞きしています。こういう縁組がありますので、お見舞いの電話といいますか、市長が入れた際にはそういうこともお聞きしているということのようです。

○掛谷委員 中身はまだよくわからないが、今これから協議して何かやられると。

○今脇市長室長 一応水戸市を事務局としていますので、水戸市と協議しながら援助をしていき

たいと、支援をしていきたいというふうに思っていますが、言いましても一番近い自治体になるので、まずそういうときには先導といいますか、率先して協力したいというふうに思っています。

○西上委員 非常用給水袋と書いているが、中身は給水はどのような形で、道も寸断されたりするが、どういう形でお考えでしょうか。

○柴垣危機管理課長 こちらは水を入れる容器という形になりますが、水を入れた状態で持っていくか、もしくは向こうへ送ってその近くで給水をして持ち運びに使うという想定です。

○西上委員 持ち運びはわかりました、ありがとうございます。風呂とか洗濯とか日常に必要な水というのは考えていないのか。

○柴垣危機管理課長 今のところまだ、要請があれば恐らく、今退席しましたが、水道課にある給水車での救援というようなことが考えられるかもしれません。

○西上委員 給水車はありますか。

○柴垣危機管理課長 うちの管轄ではありませんが、1台保有しているというふうに確認しています。

○今脇市長室長 給水車については、もう16日から日本水道協会岡山県支部から指示があるということで、水をためるのに時間かかりますので、ためてスタンバイをしています。行ってくれということになれば行くようになっていました。先発で岡山、倉敷、津山、玉野、高梁、井原、6市の水道局部のほうから給水ローリー6台と職員が14名ですか、15日、16日のあたりでたしか出発をしており、うちのほうはスタンバイをしているという状態ということでお聞きしています。

○田原委員長 こっちからくんでいくのか。

○今脇市長室長 はい、くんでいきます。

○尾川委員 この地震の名前は熊本地震か、私もよく認識してないが、備前市として対応というか学ぶことはどういうことを。危機管理課長もかわったばかりで余りその点までいってないかもわからないが、要は他山の石をどう生かしていくかということで、学ぶことは何が不足して、備前市としてはこういう対応をしていかなければいけないということは何か問題把握しているのか。

○柴垣危機管理課長 現在のところ何から手をつけていいのかわからないというのが正直言って本心です。ただ、どのような対応をどのような手順で進めていくのか、通常の災害、風水害等のタイムラインのように事前に準備というのができないので、そういったものにも変わる物をやはり用意していかないといけないというふうに感じています。

○尾川委員 ぜひ、わからない、わかる、対応してないと言わずに、やはり市民はよそのことも大変だけど自分ところがあったときの想定で市はどう動いてくれるのか、市として向こうの現場の受け入れがどうなっているのか、そこらあたりが一番問題になっているわけだ。資材はどんどん送っていくけど消化し切らないとか、その地域によって違う問題はいろいろあると思う。だけ

ど、備前市としては危機管理の上からは何を学ぶかということを考えて、ぜひ庁議でも検討してもらって取りまとめしてもらいたい。

○今脇市長室長 地震そのものが地下断層のずれということだろうと思いますが、先ほど南海トラフのお話もございましたが、今回の分で阿蘇、大分、別府大分ですね、それから松山、高松と中央構造線断層帯が伸びており、ちょっと今のお話で熊本地震と呼ぶのかどうかというのがありますが、今熊本大分地震という呼び方もあります。そういう感じでいつ、どこへまで伸びてくるかもわからない状態だろうと思います。ですから、岡山県は安全な場所という感覚が今まで強かったわけですが、そういう意味では高松のあたりまで来ますと近いですから、日本に安全な場所はないというふうに改めて思うが、そういうことで今回の熊本地震で一番感じたのは避難場所が非常に不足しているということで、こういうところの確保も行政としては力を入れていかなければいけないというふうに思っておりますし、津波があった際の逃げる場所もそうですし、時間ですね、どれだけ時間がかかってどういうルートで逃げるかということ。それから、食料の備蓄も今の話でそうです、かなりこうやって現実味を帯びてきているので、そういう意味では備蓄をしっかりしていかなければいけないというふうに思います。

連携についても、どの場所にかかるかわからないので、備前に起こることばかりを考えていても、近隣の場合もやはり同じように支援をしていかなければいけないということで、どの場所にかかるかわからないという中で県と連携、再構築といいますか、そういうものをしていかなければいけないのかなと改めて今感じています。

○尾川委員 そういうことで、要するに援助協定とかというのでも東日本大震災でも近隣を当てにしてやっとなおえんというのはもう出とるわけだから、そのあたりの対応、どこまで備蓄してどこまでというのを、ようけあればいいというものではないと思うし、適切な措置ができて市民が頼りにされるように平生からイメージして準備をしてほしいと。せつかくのこういう貴重な体験、よそのほうは大変ですが、備前市としては課題は何か、どういう手を打っていくべきかということこの機会にしっかりまとめて対応してほしいと。それがここの委員会の役割だと思う。だから、よろしくお願いします。

○柴垣危機管理課長 委員おっしゃるように善処したいと思います。

○石原委員 14日の夜間に地震が発生して、翌日15日、昨年の北関東の集中豪雨の被災自治体、それから仙台でしたか、東日本大震災の被災自治体からの救援物資を積み込んで現地に向かうという報道も見て、金曜日でしたが、せつかくの機会なのでこの防災のこともテーマにこの委員会に加えていただけたらということで。その時点でちょっと備前市の備蓄の状況、昨年度でしたか、いただいた防災計画の資料編のところを見させていただいたが、きょうお出しいただいたこの資料も以前ひょっとしたらいただいているかもしれないが、ちょっと記憶不足で。ここに載っているようなマジックライスであたり紙おむつ、生理用品の類いが載ってなくて、ほぼ米と乾パン、ビスケット、クラッカー、そのあたりと最低限の毛布とかというところが載ってあり、ああ、こういう形で備前市これでは不十分だなという思いを持って、こういう資料の提示をいた

だき、そういう思いからするといろいろな過去の震災も踏まえてでしょうが、割と多種にわたって準備もされているというふうに実感しました。

今回もよく報道されていたが、これらの物品に加えてウエットティッシュであったりトイレットペーパー、マスク、それから粉ミルクやクラッカーにしてもアレルギー対応型の食品をやはり必要だということも言われてたので、そのあたり、それから食器の類い、せっかくの食品を調理したものを配る食器の類いも工夫が必要だということでしたので、しっかりそのあたりはそれこそ行政として研究して準備を進めていただきたいと思います。そういう中で、物品の種類であったり数もなかなか難しいでしょうが、やはりこれを見て一番不足しているのは市民の皆さん方への、こういうものがこれだけここへありますという周知のところがやはり不足していると思います。香登を見ても避難場所としては公民館が上がっているが、実際にこれを見るとマジックライス、それからクラッカーの食品の類い、水の類いは小学校に配備されているというところで、これだけのものがここへありますということをこれを機会に本当に地区、しっかり各市民にも徹底的に周知を図っていただく姿勢で進めていただきたいと思います。

それから、それこそ防災で、あの程度の規模の直下型の地震が起きれば我が市でもどのような状況に陥るか想像もつきませんが、一昨年度になりますか、防災を目的として市民に配備されているタブレット、300台でしたか、せっかく防災目的でタブレットを配備しているので、いま一度そのタブレットの利用の仕方、中身の充実は今年度図られるわけでしょうが、いま一度タブレットを持たれている市民の方と強く連携を図って、いかにすれば災害時に役立てられるかというところを本当に本気で取り組んでいただきたいと思います。

とにかくどんな災害がいつどこでどういう形で起こるかわからないわけだから、その備えだから本当に難しいとは思いますが、市として担当部署としてそういう災害に対する思いをいま一度ここでお聞かせいただければと思います。

○柴垣危機管理課長 まず、先ほどの備蓄品の保管状況等についての周知ですが、今現在自主防災組織ということで各自治会等で自主的に防災組織を立ち上げていってもらっています。そういう形の中でぜひ組織への周知というふうにしていきたいと考えます。

それから、タブレットの活用についてはいま一度検討していきたいというふうを考えます。

○石原委員 自主防災組織、全市で結成も進んでおり、我が地区でも組織されていて、実際僕自身も防災士の、掛谷委員もそうですが資格も取って積極的に取り組んでいかないといけないが、いま一つ、積極的に取り組んでいる地区もありましょうが、結成はされたがなかなか活動内容が、それから意識のモチベーションですか、そういうところがまだ不十分だと思うので、これを本当に契機に、各自主防災組織に対しても積極的に市が主導して一緒にとにかく備えて頑張っていきたいと思いますというところでしっかり防災の意識を高めていただければと思います。

○柴垣危機管理課長 まだ結成をされていない地区もさることながら、既に結成をさせていただいて活動していただいている地区についても一緒にやっていけるよう、いろいろと情報提供等していききたいというふうを考えます。

○山本委員 今の自主防災組織の訓練がありますが、1年に1遍ほど。あの折にやはり一食ぐらい試食というか、どうせ更新しないといけないのだから、ここには新しいのばかりで、ことしじゅうに食べないといけないのはちよびっとしかないが、そういう試食というのも。予算がかかるけど、去年私ほうでしたときなんか百二、三十人寄ったからね、各戸に、まあ子供連れてきたりしたら多くなるけど。東備消防の職員の人にはお願いしたんだけど。こんなときにはちよびと在庫の古くなったといったら表現が悪いかな、どうせ更新、何年かでしょう、5年なら5年たったら更新していかないといけないですが。そんな折に、まあ災害の折には困るけど、それぐれえな、浜山なんかでも2年ほど前にしたときでもちよびと湯へつけたりいろいろあったけど、そういうのも市民感覚というたらよくないのか、一遍ぐらいこんなもんだというて、乾パンというたら昔の人はかたいもんじゃというぐらいは知っとろうけど。

○柴垣危機管理課長 毎年やっています総合防災訓練の中ではそういった試食というか、実際にこういった非常食等を使って試食等をしていただいているような状況です。確かに委員おっしゃるとおり更新を進めていっているんで、対応がうまく合うものについては、地区のほうの活動の内容というのもあると思いますので、そのあたりは協議をさせていただきながらぜひ協力はしていきたいと考えます。

○山本委員 大きいところへ出る人はえらい人ばかりが出ていくけど、地域で寄ってくる人はそんなところへ行かん人が主ですが、何人かは代表の人なんかはそんなところへ出ていくけどな。やはり市民全体に、ちよびとでもこねえな折に、大水が出た折にはこんなが出るんじやというような意識というか、PRというかわからんけど、そこら周りを、予算もあるけど、大きい会議にかけて、そんなのもPRの一つの方策と思うけどな。

○柴垣危機管理課長 地区を上げてとか、かなり大きな単位で避難訓練等をされている地区もあつたりはします。そういったときにはそういったものを持って行って、食べていただくというよりはこういったものが出ますというような見ていただいたりするの提供することは過去もありました。そのあたりの対応については今後また検討させていただきたいと思います。ぜひ地元のほうと協議をして進めてまいりたいと思います。

○西上委員 平成12年に鳥取県西部地震が起きました。私はちょうど米子の病院へ入院していました。それはマグニチュード7.3、震度6強という今回の熊本の地震と同じくらいな規模でした。それにもかかわらず死者はゼロです。生き埋めになった方はいらっしゃいましたけれども、死者はゼロでありました。それは豪雪地帯なので家がとても強く、強固につくられていたからと。こちらの家はそういう雪も降らないので、全然普通に家は建っているが、私も家が古いので多分このような地震が来たら倒壊すると思います。その倒壊するような家の把握とか指導とか、そういうのはないですか。やりますか、お願いします。

○柴垣危機管理課長 我々のほうでの管轄の中ではそういったものはやっていませんが、まち整備ですか、家屋のほうの耐震診断というようなものを、補助金ですがやっていた世帯に補助をしましょうという制度がございます。倒壊の危険性があるのが何戸あってというのはそこま

では把握していません。

○掛谷委員 今回の熊本大分、倒壊してぺちゃんこになったのは古い建物ですね。いわゆる瓦屋根という、築が相当古い。新しいところも幾らか壊れていました、倒壊というか半壊ぐらい、なかなか難しいと。恐らく八、九割は古い建物であるという。今西上委員が言うように、それぞれの地域には新しい建物も古い建物も混在しているところもあれば、もう軒並み団地なんかは一緒の時代と想ったりします。ですから、尾川委員が言った、きょうの議題の中ではやはりどういふところが、自分のところの家を考えればいいわけです。または自分の住んでいる団地のことを考えればいいわけです。築何年でいつ建ったのか、瓦屋根なのか、いわゆる耐震があるのかないのかと。どれぐらいの強度だったら想定はこれぐらい、それ以上のものが襲ってきますからなかなか難しいですが、そういったものも今後は耐震の調査とともに、それぞれの家に自分自身でどういふ耐震があるのかないのか、こういったこともしっかりと捉まえて進めて促していくと、町内または個人の家に。そういうのが非常に大切だろうと思う。この5年以内ぐらいに建ったところがそんなことにならないと思う、地盤の問題以外は。という意味で、もうちょっと本気になって今回のことを話し合うように、どうやったら備前市はそういうことが防げるのか、防災とともに減災をやはりしっかり取り組んでいっていただければきょうの会議なんか有効になると思います。ということで、答弁はもういいです。しっかりと執行部、また議会でもお尋ねしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○石原委員 提案というかそういうものですが、これから大変大きなテーマだと思うが、防災に対しての備えというところで、先ほど申した備蓄物品の充実であったり更新であったり、それから避難場所も大変大きな、環境整備なんかも問題になっているので、そういうところを一回財政の部署とも御相談いただいて、ひとつ市としてお考えいただければどうかなというのが、例のふるさと納税寄附金を財源として、市民の安全・安心な生活のために、快適な暮らしのために使わせていただくようなことも含めて御検討いただければと、それも一つ御提言させていただいておきます。お願いします。

○佐藤総合政策部長 ふるさと納税をいただいたその寄附金の使い道については、安全・安心という項目もございますので、その中で委員おっしゃられるような事業にも充当できると思っています。

○田原委員長 休憩しましょう。

午後3時01分 休憩

午後3時14分 再開

○田原委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

***** 行政管理についての調査研究 *****

行政管理についての調査研究、ふるさと納税についてを議題とします。

資料が出ていますので、資料の説明からお願いします。

○下山ふるさと寄附課長 お手元のふるさと納税の27年度の納付をしていただいた状況の御説

明させていただきます。

この資料については、ことしの1月の委員会でも途中まで、12月まででしたか、出ささせていただいており、3月でほぼ確定になったということで資料を提出させていただきました。

件数としては総額で見ていただいたらわかるように3万3,000を超える件数で、ふるさとの寄附額に関しても27億円を超えたということです。2月の補正で28億円補正予算をさせていただきましたが、そこまでは届きませんでした、27億円という大きな金額をふるさと納税していただきました。

歳出としては、大まかな大きな部分で返礼品のお支払い実績ということで12億6,000万円強ということです。事務費として3,700万円ということになり、差し引き14億1,000万円が残っており、これを27年度に2億5,000万円ほど一般会計繰り入れしていますので、残りの11億5,000万円ほどを今回繰り入れして28年度の事業のほうに使わせていただくということです。この残りの率だけで考えると52%ほど残っているということになるわけですが、これはあくまでも、3月に納付していただいた方の返礼品というのは4月になってからの発送ということになりますので、その分の経費を含んでいませんので、これは実際の数字ではないとお含みおきしていただければよろしいかと思います。これを見ていただいたらわかるように、12月、1月が多くても返礼品の支払い実績がずれているという格好になるのと一緒です。それから、ブドウ等の予約というものが3月中に参りまして、発送は秋になってからということになりますので、そういう部分もあるということをお含みおきいただければ非常にありがたく思います。

次のページは、どういうところからされている方が多いかということで、件数と概算額、100万円以下は切り捨てていますが、大まかな金額を出させていただいています。もう見ていただいたらわかるように、人口の集中しているところというものが非常に多くございまして、極端な話で申しますと東京都が突出しているというのが見てわかると思います。それから、10位というところで岡山県もございまして、これは新聞等で備前市が頑張っているぞという情報が伝達しやすいというのがあるのかなと私どもは分析しています。

右のほうに移りまして、特典でどういうものが多いかということで件数を上げさせていただいています。これを見るとお米も非常に人気があるというのが見てわかりますし、それから家電製品もそれなりに多いというふうに思います。

○田原委員長 委員の方からの御意見、質疑等があればどうぞ。

○掛谷委員 事務費、人件費も含むということで一応3,771万円ほどかかっています。これ、考えてみると一般寄附の1割を超えていると思います。事務費3,700万円の内訳はどんなものがあるのかちょっと気になって、まずこれを教えていただきたい。

○下山ふるさと寄附課長 人件費と申しても、これ職員の人件費を含んでおりません、これはあくまでも臨時職員の人件費を含めているというのをまずお知らせしておきます。一番多いというものは、やはりクレジットの手数料です。クレジットの手数料が今公金の分で手続をしていま

クレジットカードを使った納付が多く、昨年で申しますと全体の84%近い、最近はもう95%以上がクレジットでお支払いされている方というふうになっています。その率が1%でございます。だから、20億円といっても非常に大きな金額になってくるということです。それが一番大きな金額です。昨年で申しますとクレジットの手数料だけで2,500万円ほどお支払いをしています。

それから、今までと違うといいますのは、11月、12月に非常に申し込みがふえてきて、手でやっていたものがなかなか非常に厳しいということで、12月にはふえるだろうという前提のもとに新しいシステムを導入させていただきました。システム処理をするがために昨年は160万円ちょっと使わせていただいていますので、これは導入の費用でございますので今後は要らないというようなものがちょっと変わったものです。

○掛谷委員 なるほどなど、クレジットが今後ますますふえるだろうと思います。この事務費だけを考えて、このシステムを導入することによって、では人件費というのは削減できるものか。そうではなく、処理が早いだけで、このシステムを導入したことによってどういう効果があらわれるのか。

○下山ふるさと寄附課長 まず一番に上げられますのが、納付をしていただいて、それから発送までの期間が非常に長かったというものが一点、それが短縮されたというのが大きなメリットだというふうに、私もこの4月からですが、担当から聞いています。それから、業者へ発注する、それから発注した後発送した確認ですね、ちゃんと発送しているかどうかの消し込みという処理が手でやっていると非常に大変だったと。極端な話を申しますと、12月の末ごろは処理をするよりも申し込みの件数のほうが多かったと、そのような状態で職員も大変な思いをしたと聞いています。それがシステムにより、当然ゼロにはなりません職員も少なくなり、そうなりますと臨時職員を雇う人数も少なくなるという期待はしており、効果は出ているというふうに聞いています。

○尾川委員 今事務費で人件費の話が出たが、臨時職員の人件費のみというが、実際この臨時職員で全て対応できているのかなと思う面と、正規職員がどの程度の時間を使うとその事務費として上げるべきなのかと、その辺はどのようにお考えなのか。

○下山ふるさと寄附課長 昨年は企画課に部署がございまして、ふるさと納税のほうを担当させていただいていました。その専属という、あくまでも職員というのはこれだけではなくほかの仕事もやっていたということで、正規職員の給料の割り振りというのが非常に難しかったということで、基本給だとかそういうものは入れていません。ただ、時間外手当、これはふるさと納税に関係して時間外をしたというものは今回の経費にも入れさせていただいています。私もこの4月に就任して、4月になってから財政当局と総務課とも話をし、ふるさと納税だけに専任でいる職員はこの経費に入れてもいいのではないかとということで話をし、今後検討するというところで、私どもとしてはそれも入れたいというふうに考えています。

○尾川委員 事務事業評価では案分して入れていると思う。だから、当然こういう事業をした

ら、別に削減しているとは言いませんよ。だけど、やはり正確に、実際正規の職員も時間外だけではなく何%ぐらいの、労働時間は決まっているわけだから何%というのは出てくる。本人が一番よくわかっている。だから、それで掛けて出したらより正確な事務費というのは出てくると思うので、今話があったからいいが、そのように当然前からすべきだ。事務事業評価ではそうしてやっていると、表を見ている。

○下山ふるさと寄附課長 事務事業評価をやるときには職員もこれに携わった時間というものをに入れて計算しますので、その結果をするときには概算ですがそれを入れて評価はさせていただきたいというふうに思います。

○尾川委員 次に、この特典の美容健康関係家電ということできているが、その辺の分類というか、もっと具体的に、私ら聞いているのが何とかという掃除機が非常に人気がいいと聞いていて、以外とそのベスト3の中にその掃除機クリーナーが3位になっているという、美容健康関係家電というできているからこの数字が六千幾らとなっているのかなと、ちょっとその辺の、すぐ出ないかもわからないが、分類ですか、おおよそ。この美顔器とかシェーバーと歯ブラシ等ということで、どのぐらいの件数になっているのか、その内容は。

○下山ふるさと寄附課長 実は、ここへ上げておりますのもこれ単品で行きますとなかなか上位に上がってこないということで、大きな分類を分けさせていただいたというのがことしの1月に下させていただいた分だというふうに聞いており、ただ価格の分析をしますと、やはり一番多いのは1万円の寄附をされる方というのが約9,000件ございました、昨年。何がが多いのかと申しますと、お米というのが多うございます。ですから、件数と金額というものもございますが、それから第2位としては8万円の寄附金額が約3,000件、それから3万円ということで今分析しています。この分析ですか、昨年いただいたデータを拾うもとに私どもはこれに関係している市内の事業者にもフィードバックして、その辺でいろんな部分で工夫を凝らしていただきたいというふうに考えており、これから大至急分析に入り、そういうのを情報提供して、リピーターになっていただくように、備前市を応援していただくような方をふやすという施策を今後も続けていこうというふうに考えています。

○尾川委員 備前焼が、件数とすれば少ないのか、金額はどうなっているのか。備前焼がもう少し上がるかなというように推察していたが。備前焼は金額が多いのかもわからないです、件数が上がっていないが、人間国宝とかというふうなことで、備前焼がもうちょっとあってもよさそうな感じはするので、その点はどんな状況ですか。

○下山ふるさと寄附課長 人間国宝だとか県の無形文化財の備前焼というものも当然今リストアップされています。私も4月になってから関心がございまして担当に聞きますと、100万円という高額な寄附に対しても二、三カ月に1個というのが出ていますと、申し込みがあるというのがあります。今システムを入れ全て処理をしていますので、どの部分がどれだけ売れたというのは全てデータとして出てまいります。金額も含めて出てまいります。ここへ上げていませんが、その辺も含めデータは有効活用したいと。ここで今手持ちに、全ての品目のどのぐらい申し込みが

あつて金額的に幾らだったかというのはちょっと持っていませんが、選択をされているというのは間違いではございません。

○尾川委員 いろいろ新聞にも書いたりしてあるが、このリストの中で番号でいうと15までであるが、ふるさと産品とみなすのはどれどれですか。担当者レベルでいいが、大体これが備前市の産品というふうな捉え方をしているのはどれどれですか。

○下山ふるさと寄附課長 まずお米、これ備前市内限定というような香登のおいしいとかというのがありますので、これ全てではございませんがお米、それから果実、桃、ブドウですね、それからミカン、それから海産物、それからチオビタ、それからケーキ、菓子類、この15位までの分であれば直接の産品ということになりますと5点になると私個人的には思います。

○尾川委員 2、7、10、11、14で、どう捉えたらいいのか、ふるさと納税の寄附金額はどのくらいなのか、その部分で、全体は出ているので、その2、7、10、11、14でそのふるさと納税の寄附額というのはどのくらいになるのか。ついでに1から全部上げてもらえますか、金額を。

○下山ふるさと寄附課長 これは手持ちで持っていません。大変な作業になりますので、データを全部出してどれをとというのは、申しわけございませんが、もし次回でよろしいというのであれば次回に提出させていただきます。

○田原委員長 お願いします。ついでに、店の数も一緒に並べてください。取扱店。

○下山ふるさと寄附課長 取扱店が何店あるかという意味でしょうか。

○田原委員長 合計金額と取扱店を。いつぐらいに出ますか。

○下山ふるさと寄附課長 1週間もいただければ出ますが。個々にお出しすればよろしゅうございますでしょうか。次回の委員会なら委員会のときに提出なりでも構いませんが。

○田原委員長 でき次第、議長宛てに出してください。

○下山ふるさと寄附課長 はい、わかりました。

○掛谷委員 ここにふるさと納税の一覧の資料を私なりにもらいましたが、今の1位から15位、この中にももちろんあるわけですが、いわゆる見直し、僕もテニスやっていますけど、テニスを利用したらいいですよというのもあるが、こういうものは本当に使われているのはごく一部だと思ったりもしたり、食べるものにしても化粧品にしてもいろいろあるけど、これはやはり見直しをかけているのか。かけようとしているのか、新しいものを入れようとしているのか、いわゆる今後について、もう4月だが、どうふるさと納税を魅力的に、しかもできるだけこの備前市内のものを発信していくということについて、総務省からいろいろ言われているが、むちゃなことをしない限りは大丈夫だとは思いますが、その辺総合的にどう考えてこれからいくのか、教えていただきたい。

○下山ふるさと寄附課長 商品の見直しについては毎月行っています。持っていたいているカタログを見ていただいてニューと入っているものがその月に新しくなったものです。ですから、毎月のように増減はしています。それから、協力の市内事業者からこういうものが出したい、今

は出しているけどもう欠品になってとか、希望がないので落とさせてほしいというのがその月に上がってきて、それをうちのほうで許可を出して新しくカタログに載っているというのが現状です。

先ほども申したように、ある部分価格帯でどういうものに人気があるか、それから時期的なものというのがあるかと思えます。そういう部分をしっかりと、今年間大きなデータをいただきました。それを活用させていただきたいと先ほども申したが、それを活用して、去年申し込みをされた方には、極端な話ミカンを申し込みされた方にはことしもミカンが出るよということでのメールで通知をするだとか、そういうものをしっかりとやっていってリピーターをふやすというのがまず1点、それからデータを出して、どういう方がどういうものを上げているかというのをある程度分析して、そういう価格帯の多い方をやはりターゲットにして商品開発もしていただくようなことでお店にもそういうデータを出していくと。新たに事業者のほうも勉強していただいて、ただ備前市だけではなくライバルという自治体がございますから、そういうところ出されているのも参考にさせていただきながら魅力あるものを考えていくというのがことしの一番大きな課題だというふうに考えています。

○掛谷委員 4月からは企業版のふるさと納税が追加になってきています。その考え方でですね、どういう取り組みを、今企業版についてもこうやって考えてやっている、またこれからもやるんだというところは、かぶるところもあるかもわかりませんが、ちょっと教えていただければ。

○下山ふるさと寄附課長 地方創生応援税制というのが正式な名前で、企業版のふるさと納税というものが先週の14日でしたか、衆議院を通り可決されました。これからになるが、これを実施するに当たり地域再生計画を作成して、これも総理大臣の認定を受けて初めてそれで対象になっていくと。その地域再生計画をもとにそれを列記した、備前市はこういうものを頑張ってやっていくというものをつくり国に認めていただいて、それを私どもは持って企業を訪問し、企業訪問だけではなくPRをし、いろんな部分でのPRをしながらアピールして、それでふるさと納税ということでの企業版というものをさせていただくということになります。

○掛谷委員 そうなると時間がかかりかかると思うので、早くても秋口か夏、その辺に想定しているのか、この取り組みは。

○下山ふるさと寄附課長 私ども今情報を持っているのは、企画課が情報を聞いたらしいが、きょう国のほうで県に対しての説明会が始まったと。それを持ち帰り、県が市町村に対してこういうものを提出してくれと。それで期限を決めてそれから認可になると。ですから、タイムスケジュールというのは全くわかりませんが、私どももいち早くそういうのを策定していただいて、私どもはそれを持って企業へしっかりPRしていくと。それができるだけ早くというふうには考えています。ですから、私どもとしたら、国の動向がわかりませんが、夏ぐらいからはやはりPR活動はしていけないといけないのかなと考えています。

○石原委員 つい先日新聞で拝見したが、昨年度に続いて総務省から各自治体へふるさと納税について通達があったというような記事だったが、備前市に対してもその通達はあったのか。

○下山ふるさと寄附課長 備前市に対してということですが、これは確かにございました。県のほうから私どもの課に届いたのは、4月6日付でふるさと納税に関する事務の遂行についてということで文書がまいりました。新聞等でも出ていますが、返礼品を留意してくれということで4点上げられています。ちょっと読んでみます。

金銭類性の高いものというのが1点です。これはどういうものかと言いますと、プリペイドカードだとか商品券、電子マネー、ポイントとかというものです。2番として、資産性の高いもの。そういうものは電器、電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等ということになっています。それから、3番として高額な返礼品。具体的には牛1頭、それから高額な美術品ということで書かれています。それから、4点目として寄附金額に対して返礼割合の高い返礼品と。1万円を寄附しても9,000円とかのような商品というお答えです。これが届きまして、実は私も先週県のほうへ出向き備前市の方針というのも行ってお話をまいりました。といいますのが、まず1番が高額な返礼品ということで美術品というのがございましたから、備前焼はどうか。備前焼は美術品なの、工芸品、それとか日用雑貨という考え方もございますので、その辺は非常に返事ができないというのが答えでした。

もう一点が、やはり私どもも電器製品を取り扱っています。自転車も扱っています。まあ、貴金属とかゴルフ用品というのはございませぬが、この扱いについて、一番今報道等でも言われているのがオークションとかそういうのに出品して換金できるようなものというのが非常に注意されていると、プリペイドカードとか商品券も含めて。私どもはそういうオークションとか換金をしにくくする方策をとらせていただいていますと、具体的な例で申しますと自転車等であれば備前署へ防犯登録をその方のお名前ですべてさせていただいたりしています。電化製品であれば保証書にも購入日だとかお店の名前も入れていただいたり、商品に備前市のシールをつくり、シールを配布してそれを張って出したり、パソコン等であれば製造番号の下4桁、大体それで管理できますので、それをひもづけして管理しています。もしそういうものが出たら私どもにわかるようになっていますというような文面を入れさせていただいたり、そういうことをしっかりやっているのという説明をまいりました。その辺は御理解いただきました。だから、ただ単なるものではないと。ですから、販売店にもしっかりそういうものを作って下さいねということと、そういうものを作っていたら抑制効果もあるということでございます。それで御理解をいただいたというのが現状です。

○石原委員 昨年はたしかプリペイドカード類についてはとりあえず通告があったと思うが、それに加えて高額な品物であったり電器、電子製品ということで総務省からの通告、通達というのはあくまで自粛を自治体としては求められるだけのものであって、強制力とかそういうものは一切ないわけか、その総務省からの通告というのは。

○下山ふるさと寄附課長 私どもは法律を守っているということでやっていますが、法律的にこれをしたらだめだという法律はございませぬので、これはあくまでもお願いというところまでです。ですから、いろいろ自治体によってもあるわけですね。極端な話を申しますとパソコンをつ

くっている工場が市内にあると、それを応援するという事でふるさと納税の返礼品でも、それでもだめなのかということになりますよね。やはり地元の産業を発展するというのであれば規制はかけられないと思うわけです。ですから、そういういろんな条件が違うかと思いますが、備前市の場合はいくまでも農産加工品とか工芸品だけというのは、市内にお店はそれ以外にも小さなまちの電気屋だとか、自転車屋もあるよと、そういう産業の振興もというものもあっているいろんな部分の取り扱いをしていったという経緯がございますので、備前市は今現在ではやめる気はございませんが、やはり換金性をできないとかというようなものであればそういうのはしっかりチェックをしながら進めていきたいというふうに考えています。

○石原委員 いずれにしても法的な拘束力がないということと、現状この形で昨年度来大きく寄附金額も伸ばしているわけですし、そういう対応をされているということ、それからいずれにしても市内の協力業者から出荷がされるということで、可能であるなら、そういう総務省からの自粛要請もあるが、まあ工夫しながら続けていけばいいのかなと捉えておりますが。

それから、さっきもちらっと出たが、備前焼ですね。どうしても備前市の特産品となると備前焼がイメージされる。それから、一つこれも提案ですが、前回のたしか一般質問の中で備前焼を少しでもということで、カタログのようなものを、金額に応じてこしらえて、その中から選んでいただくというようなものも提案したが、市長から、備前焼なので一品ごとに風合いであったり色合いが違いますよと、なかなか現状厳しいでしょうということだったが。

それから、もう一つ提案ですが、カタログの中から選んでいただくのではなく備前焼の購入券を、作成、印刷する手間は要するが、金額に応じた額の備前焼券をお送りして、その方々は備前市に来ていただいて購入いただくわけですが、それをどれだけの方が選んでいただけるかはわかりませんが、少しでも備前焼に対して関心を持っていただく、それから少しでも備前市に足を運んでいただくというような中で一つ提案、検討いただければ、陶友会であったり作家の皆さん方とも相談いただければ、そういう備前焼については市もしっかり協力して進めていただけたらという思いがあります。現時点でそういう備前焼購入券なんかはいかがでしょうか。

○下山ふるさと寄附課長 提案はありがたく受けとめるわけでございますが、実は一番非常に難しいのが備前焼購入券なんかの地域型の地域券ですね、市内しか使えない。これが一番にオークションに出て非常に問題になっているわけです。それから、市内の方というのではなく市外の方がそれを選んでオークションで売って、その名前を記名してこの人ではないと使えないということになれば、それでも身分証明書を持って使うのかというようなことで非常に難しいところで、これは私どもも非常に苦慮しているのが現状です。私個人的には、もう備前焼だけではなく備前市内の方がふるさと納税を備前市にさせていただくと。そのときに備前市内で使えるような券を出すとかというのもありだと思ったわけです。これはよその自治体でもやっているところも、よく似たのがあるが、これでもネック、非常に厳しいわけですね。それはやはり偽造という部分と換金性が非常に高いという商品券、ですからその辺は慎重にやっついていかないと、これはちょっと厳しいというふうには考えています。

備前焼のラインアップですが、今まででも論議はされていたと聞いています。ただ、作家が金額を決める度合いですね、その方の判断という言い方は失礼かも知れないですが、外部での判断が正当な価格というふうな意味合いもあって、今までの部分で個人からの出品依頼に関してはお断りをしていただいていたと聞いていますので、変更というのは可能ではございますが、その辺は慎重に考えていかないといけないというふうには考えています。

○石原委員 さまざまな課題も見えてはくるが、少しでも備前焼というか、備前市に対してというところでの提言です。御検討というか、御審議いただきたいと思います。

それから、ちょこちょこ備前市のふるさと納税のサイトをのぞかせていただくが、人気のあるタブレットは現在もまだ継続して続いているのか。

○下山ふるさと寄附課長 ここでも人気でございました6番にタブレットということで約2,500台出ていますが、これがもう製造中止になっており、2月、3月時点で製造中止になっており、もう在庫があるまでということで、4月1日からはラインアップからは外れています。

○石原委員 それにかわってかもしれませんが、例えばですが32万円の寄附に対しての返礼、僕もこの分野詳しくないが、サーフェスプロ4があったり、72万円の寄附に対してサーフェスブックが加わっているが、ここでは2種類ですが、こちらはどこの業者から発送がされるのか。

○下山ふるさと寄附課長 今2点ありましたのが、これは4月1日からラインアップされた部分であり、これはマイクロソフトの製品でして、その分の発送はスリープロという、これが発送を代行していただいています。

○石原委員 今教えていただいたその会社はどちらの会社になるのか。

○下山ふるさと寄附課長 本社は東京でございます。

○石原委員 ふるさと納税、品目等々でもろもろ通達があったりするが、今の答弁をお聞きして、東京の会社から備前市の寄附に対して返礼が送られるというところにちょっと違和感といいますか、例えばですが電気製品であればヤマダ電器ですか、それから杉本さんであったりというところからの発送であれば備前市の業者から行くわけで、ちょっと不自然というか、余り好ましくないという思いで今お聞きしたが。

○下山ふるさと寄附課長 実は、これはいろんな経緯がございまして、まず一番クリアしなければならなかったのがマイクロソフトのほうがこういうふるさと納税の返礼品としてオーケーが出ないと。そういうのにはうちは禁止ですということになっていました。それをクリアするがためにどうすればいいか、取り扱いをできるようにする、クリアする方法としてはマイクロソフトが今代理店として自分ところの卸屋ですか、代理店をしているところと契約ができるところというのが前提になってくるわけです。そうなりますと、備前市内の電気屋で取り扱うことができる場所がない。そうすると取り扱いができないので、これはもう直に備前市とマイクロソフトとお話する以外にないということで話になりました。その中で備前市に商品を送っていただいてこん包して発送するということになると、場所とかいろんな部分でのこともございますので、それを代行していただける業者を探して、そちらにお願いしたというのが経緯です。

もう一点利点がございますのは、価格の面です。通常よりも非常に安い価格で対応していただけるということで、ふるさと納税の寄附額が抑えられるということで、よそよりも追従できないような格好でやったというのが現状です。

○石原委員 今お聞きしたばかりで頭の中が整理、理解力が乏しいのでできてないが、ちょっとそういう話をお聞きして、それこそ品目に対しては国からさまざまな問題提起はなされているが、法的な問題はないというお話を伺って、そういう中で最低限、僕のイメージですが、備前市内の業者を通して返礼はなされるべきという。先ほどおっしゃった利点等もあるうが、そういう思いで今その答弁をお聞きしたので、今後頭の中を整理してまた応じて問題提起等、意見等を述べさせていただきたいと思います。

○山本委員 さっきから話を聞いていたら、耐火れんがのタイルなどは一個も出てこないのか、返礼品で。

○下山ふるさと寄附課長 毎月のようにこういうふるさと納税の返礼品を取り扱いませんかということで御案内も広報等でもやらせていただいております、今言われたような景観れんがですね、そういうものも備前市当然ございますので、今までも問題提起があったというふうに聞いています。ですから、ちょっとここで落ちついて、担当課もできたことでございますので、そういう部分でも取り扱いをしないかということでの働きかけをそういう耐火れんが会社にもいってみようというふうには考えていますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

○山本委員 それは大体が、備前焼と耐火れんがと魚と果物ぐらいしかないのだから、そんなものぐらいは一番につくつとかなければいけないがな。備前と言いつてしていることはな、それをせんような、何したって文句言われるようなことしかしょうらのんじゃもん。ちいとはまともにきちっとしたものを出して、こんなタイルはここら周りだったらええですよというて、そんなのも売り込まんだらいいけん、やはりな。もうお金になったらええから何でもかんでも、そりゃお金ただでくれるんじゃからありがたいかもわからんけどな。そこら周りもある程度のことを考えて、そりゃ岡山県で何番目によ文句言われるんか知らんけど、そこらをよう、ふうが悪くねえようにしとかなんだらいいけんわ、今の話でも聞きよったら写りが悪いわ。何か上のほうでごじゃしょうるような、感じるのはな。だから、そこら周りをよう文句が余り言われんようにせんだら、金額見たらそりゃぎょうさんもらよんじゃけえええがな言うたら、それでも最終的にはぐずぐず言うても、ええけどな。あんたらの職員のうつりのええところをみんなに見えるようにしとかなんだらいいけんわ。どうですかな。

○下山ふるさと寄附課長 委員おっしゃるように備前市の特色をしっかりしたカタログづくりと申しますか、返礼品になるように営業活動もさせていただきますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

○山本委員 そりゃ決まりがあるから決まりどおり行けばええけどな。そりゃ備前焼やこう人間国宝いうたら言うたんが相場じゃあがん。普通の品物じゃったら茶わんやこうじゃったらおえんかわからんけど、備前焼だったらいがんだんがおもしれえ言うたりするような時代もあったし

ね。そりゃ価値いうたらその人の力関係だから、何でも一緒じゃ。土地でも家でも、好きな人はここじゃ言うたら何ぼでもお金を出すのと一緒で、備前焼でも中央のほうの人が言うたって、そねえなんがぎょうさんわかる人は余りおりゃあへまあで。備前焼は一個もふうが悪いことありゃへん、昔からあるんじゃもん。そりゃ、そねえなんは一個も構わんと思うよ。そやけど、そねえにこのコンピューターはよそじゃねえとというのはちょっとつりが悪い。ぎょうさん頭のええ人がおるのに。自腹切っても店ぐれえ出せようがな。それぐれえにせなんだらいいけんわ。よそへまるきり取られるよりな。そりゃもろうとる分は取られりゃへんのじゃろうけど。そこらの方策をよう考えてしてもらわなんだらいいけんわ。

○下山ふるさと寄附課長 委員の今の意見を、できる限りそうなるように努力していきたいというふうに思います。

○田原委員長 このくらいでよろしいか、この件は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

***** 公有財産についての調査研究 *****

4、公有財産についての調査、市庁舎移転について、関連もあるので、旧アルファビゼンについてとあわせて議題とします。

資料が出ていますので、資料から説明願いたいと思います。

ふるさと納税の方は退席していただいて結構です。

○尾川委員 誰が担当なのか、ちょっと明確にしてもらってくれる。

○田原委員長 アルファについての審議に入りますが、今どなたが一体担当なのかということについて、庁舎移転担当官もいますし、まち整備が担当するのか、企画なのか、そのあたりも説明してから説明に入ってください。

○佐藤総合政策部長 今回の人事異動で庁舎移転担当官が2人できました。総合政策部に尾野田担当官、まちづくり部に平田担当官ということで2人が庁舎移転の担当です。

あと、財産という点でアルファビゼンを捉えたときには総合政策部の契約管財課になるということでございます。

○田原委員長 資料の説明からお願いしましょうか。

○尾野田庁舎移転担当官 庁舎移転の案がまとまりましたので御説明させていただきます。

庁舎移転案比較表をごらんください。一番上の表です。

5案示しています。案ごとに構造、規模、改修対象面積、階構成、特徴、工事費、予算内訳、維持管理費を表示しています。階構成には色分けしてどういったものがあるかということを表示しています。緑の字のものが市役所の執務室、青が議会関係の部屋になります。赤が図書館などその他の部屋になります。

それでは、現状改修及び図書館整備案、一番左側になりますが、説明させていただきます。

図面としては2枚目から6枚目の図面がこれに当たります。改修対象面積は2万1,480平米、地下1階の一部と1階から7階までを使うようにしています。地下1階は書庫として一部を

使用します。1階はワンストップサービスができるような窓口業務を中心とした執務室と来客用の駐車場を配置しています。2階は執務室と図書館、そのほか会議室などを配置しています。3階は執務室、図書館、会議室、市長室などです。4階に執務室と会議室であります。5階に議場、議長、副議長室、議会事務局、委員会室などの議会関係の部屋を配置、さらに駐車場をつくるようにしています。6階と7階は駐車場として使うようにしています。

概算工事費ですが、約14億4,720万円、財源としては合併特例債を活用することとしています。起債の充当率は95%、借入額の元利70%の交付税算入を見込んでいます。起債対象額ですが13億4,580万円の95%、12億7,800万円を借り入れます。一般財源は1億6,920万円を見込んでいます。

この案の特徴ですが、旧アルファビゼンが活用できること、庁舎の耐震対策ができること、片上商店街の活性化につながるなどが上げられます。また、建物としましては大半が窓のない部屋となるので、トップライトを設け採光を図ります。図書館を配置しますので、入退室の管理とセキュリティー対策が必要となってきます。また、図書館の書架を配置する上で積載荷重を考慮する必要もあります。

以上が現状改修及び図書館整備案です。

次に、現状改修及び6階以上駐車場閉鎖案です。7枚目から10枚目の図面がそれに当たります。

これは、昨年の全員協議会でお示ししたものを再度調べ直し、他の案と比較できるように表にしています。改修対象面積が1万4,581平米、地下1階は書庫として一部を使用します。1階はワンストップサービスができるよう窓口業務を中心とした執務室と来客用の駐車場を配置します。2階は執務室、会議室、応接室などを、3階は執務室、市長室などを配置しています。4階は議場等の議員会関係諸室を配置しています。5階を駐車場として、6階以上は閉鎖することとしています。

概算工事費ですが、10億8,420万円、同じく財源は合併特例債を活用することとしています。借入額は10億2,900万円、一般財源として5,520万円を見込んでいます。

この案の特徴ですが、先ほどの案と同じように旧アルファビゼンが活用できること、庁舎の耐震対策ができること、片上商店街の活性化になるということが上げられます。また、建物としては大半が窓のない部屋となりますので、トップライトを設け採光を図ります。

次に、真ん中の案になります。5階以上減築及び図書館ほか整備案です。図面としては11枚目から13枚目の図面がそれに当たります。

改修対象面積は1万8,510平米、地下の1階から地上4階までを使います。5階から上の駐車場は減築する案です。地下1階には書庫、会議室、研修室、図書館書庫などを配置することとしています。1階は主にワンストップサービスができるよう窓口業務を中心とした執務室を配置します。ほかに倉庫、相談室などを置きます。2階は執務室と市長室、応接室、講堂などを配置しています。3階は議場など議員会関係諸室を配置します。それ以外に社会福祉協議会、勤労

者福祉センターや公民館などの外部団体が入れるスペースを確保しています。4階は全て図書館として使用します。5階から上は減築し、5階を駐車場としています。

概算工事費は19億6,236万円を見込んでいます。財源については合併特例債を活用することにしてはいますが、図書館及び外部団体が入るスペースは合併特例債の対象にはなりませんので、この面積を外しています。起債対象となる金額は15億6,980万円を見込んでいます。その95%、14億9,100万円を借入れ、残り4億7,136万円を一般財源として見込んでいます。

この案の特徴ですが、長年の懸案であったアルファビゼンの問題を解決し、旧アルファビゼンが活用できること、庁舎の耐震ができること、片上商店街の活性化につながるものが上げられます。また、建物としては大半が窓のない部屋となるが、トップライトを設け、採光を図ります。また、地下を使いますので浸水対策、防湿対策を行います。5階から上を撤去しますので電気設備、機械設備は全て新しくするということになります。また、図書館の設置により図書過重を考慮する必要があります。書架の配置を検討する必要があります。また、市役所と図書館などの開館日時が異なることとなりますので、入退室管理、セキュリティー対策を考える必要があります。

次に、現庁舎の場所での庁舎の改修案、新築案について御説明します。

まず、現庁舎の耐震補強案ですが、この庁舎を耐震補強するために新館、今の建物になるが、耐震補強壁と鉄骨ブレスが必要となります。耐震補強壁は1階、2階、3階にそれぞれ4カ所、4階に1カ所の耐震壁が必要となります。鉄骨ブレスは1階に3カ所必要となります。次に、旧館ですが、こちらには鉄骨ブレスが必要となります。1階に5カ所、2階に3カ所、3階に2カ所の鉄骨ブレスが入ります。大会議室は撤去という形になります。耐震補強により執務室のスペースが狭くなることや教育委員会や上下水道課を集約するということがありますので、福祉事務所のところに建物を増築するという事になってきます。建物は3階建てを予定しており、1階は駐車場、2階、3階を執務室にするように予定しています。対象面積は6,871平方メートルで、概算工事費は11億6,025万円を予定しています。財源としまして合併特例債を活用し、借入額11億200万円、一般財源5,825万円を見込んでいます。

この案ですが、一番安くつきますが、築後57年の建物を補強することになります。耐震補強してもいつまでもつかという不安は残ると思われれます。また、耐震補強壁によりましてデッドスペースが生じます。執務室として使い勝手が悪くなること、窓口業務の部署があちらこちらに分散します。市民が戸惑うなど市民サービスの低下を招くことが考えられます。

以上が耐震補強の案です。

最後に、庁舎の新築案です。一番後ろの図面がそれに該当します。平面図をつけています。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。つけ忘れていました。

○田原委員長 休憩しましょう。

午後4時21分 休憩

午後4時25分 再開

○田原委員長 再開します。

○尾野田庁舎移転担当官 それでは、庁舎新築案について説明させていただきます。

先ほどお配りした図面が平面図となります。

庁舎は4階建てで、面積は6,530平米を考えています。1、2階に窓口業務が多い部署を考えています。3階にその他の部署を配置するようにしています。4階に議会関係諸室と会議室などを考えています。

概算工事費ですが、約22億円を想定しています。財源は合併特例債を活用することとしています。起債の充当率は95%、借入額の元利70%の交付税算入を見込んでいます。起債額20億9,000万円、残り1億1,000万円が一般財源を見込んでいます。なお、この工事費にはこの庁舎の解体費、駐車場の整備費は含まれていません。

この案の特徴ですが、新築するということで執務室の配置の自由度が上がるということが考えられます。また、工事期間中については庁舎に近接して工事を行うため、騒音等の問題が考えられます。

また、備前市は人口が減少しています。20年、30年後の人口を考慮しながら、そのときの市庁舎の適正規模について考えておくことも必要ではないかと思えます。

以上が庁舎整備についての案を説明させていただきました。庁舎整備については、議会の皆様や意見聴取会の委員の皆様等の意見をお伺いした後庁議に諮り、最終的に市長が決定することになろうかと考えています。

○田原委員長 それでは、委員の皆さんからの質疑、御意見をお受けしたいと思えます。

○石原委員 比較検討資料、昨年来ですか、少し比較が検討できる資料を作成中ということで、本日やっと提示されたわけですが、これもしっかりしばらくかけて吟味といいますか、見きわめさせていただかないといけない、本当に重要な問題だと思います。

一つお尋ねですが、建設費用の、先ほど工事費の説明がございましたが、ちょっと着目したのが一番下にあるそれぞれの維持管理費、ここへ平米当たりの単価が、一応これもおおよその金額でしょうが、施設全体の維持管理費を考える場合にはこれ掛けるその上ですね、改修対象面積を掛ければ一応ざっとの維持管理費が出ると認識しておけばよろしいですか。

○尾野田庁舎移転担当官 おっしゃられるとおりで、この数字は国交省が出しています。1万平米で上と下で数字が若干変わってきています。平米当たりの単価ですので、この対象面積を掛けていただけたら大概算になると思いますが、維持管理費が出るということでもあります。

○石原委員 先ほどちょっと合間に掛け算をしてみると、一番左の7階まで駐車場を含めてフルに、屋上は閉鎖になっているが、フルに使う案の2万1,480平米ですと、掛けると維持管理費が1億4,436万円、片や一番右の新築案ですと6,530平米だから約3,071万円。この時点で早くも1億1,000万円余りの維持管理の費用の違いが出てくるということで捉え

ています。それから、先ほど将来の20年後、30年後の人口規模もしっかりと想定して考慮して計画を進めるべきであるというお話があり、まさにそのとおりであって、もう一番右の6,530平米で最後に提出いただくこれができるわけですね。これで十分だと、今現時点ですが捉えさせていただきます。もう余りにもアルファビゼンは大き過ぎて、今後の維持管理、30年後まで思い描いたときにとんでもないことになるという気がしています。今後しっかりと熟慮させていただいて発言もさせていただきたいと思います。

それから、今後の流れですが、市民意見聴取会も開いているということ、それから市長が最終的には方針はお決めになるということですが、今後の流れとしてどのような形でタイムスケジュール的なものをお考えですか。先ほど答弁では市長が方針を決定するというお答えでした。何か時期的なところで見通しを教えていただければ。

○尾野田庁舎移転担当官 25日に厚生文教委員会があると思いますが、できればそこでも同じような形で説明させていただけたらと思います。4月26日に意見聴取会を開くことにしています。

○石原委員 しっかりこれから先、それこそ合併特例債もあるし期限もあるし、進んでいかないといけないと思います。昨年5月19日に全協での提案があった後、もう約1年が経過しており、それこそ進め方がおかしい、どう考えても納得できない進め方の原因として、この約1年間の停滞があったと僕は考えています。しっかりと市長がよくおっしゃるスピード感を持って進んでいただければいいと思う、大いに。しっかりともうとまることなく計画に向かって、市庁舎更新に向かって進んでいっていただきたいですが、その中にはしっかりと市民の御意見、さまざまな意見がおりかと思えます。地区によっても違うと思えます。市の臨まれるべき取り組み、姿勢はごく一部の限られた市民の方を招いて意見交換をするだけではなく、一大事業ですので、僕が望むのは各地区を訪れて市の姿勢をしっかりと報告し、また意見をいただくような、いろんな意見が噴出すると思うが、それが本当に市民の意見ですので、しっかりそれを酌み取って今後にもしっかりと生かしていただきたいと思えます。そういう丁寧な進め方が求められると思う。各地区を対象にしたような説明会、報告会、意見交換会のようなものはいかがでしょうか。提案も含めてお尋ねします。

○尾野田庁舎移転担当官 今は各地区を回ってという予定はしていません。意見聴取会ということで各種団体の代表の方にお集まりいただいて、それぞれ意見をお聞きしたいというふうに考えています。

○石原委員 いろんな自治体の例を見ても、本当に丁寧に期間をかけて、これまでも何度も申し上げたが構想の段階から丁寧に進んできている、もう大問題だと思う。31年度末の期限もありましょうが、そこをおろそかにしてしまったのであれば絶対どんな方法を選ばれても結局いいことにはならないと。今意見聴取会だけで細やかな説明等はお考えでないというような答弁をいただいたが、しっかりそこそ十二分に心込めて本気でやっていると、絶対に市民には伝わらないと思えます。そこをくれぐれも提言させていただきます。

それから、4月26日に市民意見聴取会ということで、委員会や議員会等への、きょう提示はいただきましたが今後の流れというのは、すぐに6月定例会も控えています、その意見聴取会の出た意見等をまとめられて改めて6月の本会議でこういう意見聴取会の結果、意見いただきましたということで提示があると、委員会等でと捉えておってよろしいですか。

○尾野田庁舎移転担当官 今考えているのは、一応意見をお聞きして案をまとめ、できれば5月中ぐらいに全員協議会を開いていただいて、そこで発表できればいいかなというふうには考えています。

○石原委員 これだけの資料をまとめるのは本当に苦労もあったと思うし大変であつただろうと推察しますが、本当にここまで約11カ月、待ちに待ったこの比較検討資料がせっかく出てきたわけですから、スピード感の話もありましたが、何か今お聞きしますと結構駆け足でいきそうな感を抱きましたので、そのスピードと丁寧さの兼ね合いがありますから、しっかり進めていただきたいと思います。

それから、一番大きな旧アルファビゼンについての問題、これは看過できない問題だとは思いますが、例の未収金に対する住民監査請求がございまして、監査委員の方が判断されて勧告が出されたのが昨年12月26日。ちょうど3カ月後の3月26日までに市としてのどういう措置を講じましたというような回答があるものと、それこそ皆さん方のこれまでの答弁をお聞きしながら信じてお待ちをしていました。

ちょっと振り返らせていただきたいが、12月26日の勧告の後、年が明けて1月7日にこの委員会が開かれ、そのときの勧告に対する回答への取り組みについて当時の総合政策部長が、これは会議録が公開されていたので振り返ってみました。おっしゃるのに、監査委員の勧告内容を十分吟味し、今後の対応を慎重に検討したいとお答えをしていますが、今のところはこれからどう対応していくかというのを慎重に見きわめていきたいというふうに考えていますという答弁でした。その後2月議会が開会され、その中での議員の一般質問への答弁で、住民監査請求に係る監査結果については平成28年3月26日までに必要な措置を講じるよう勧告されているので、それまでに十分検討し結論を出したいと考えていますという答弁でした、本会議において。その後3月8日に会期中この総務産業委員会が開かれ、そのときの記憶はちょっとあやふやな面もあるが、部長からその後何らかの策を講じて、講じた後にその後監査事務局への報告となるので当然何らかの策は講じることになりましょうという答弁。それから、勧告では380万円でしたか、債権となっているが、市としては覚書の有効性、工事の妥当性をきっちりと判断をして、その結果どうするか明らかにすべきという勧告であるので、それにのっかって3月26日までに報告をします。我々も委員としてはこの皆さん方の執行部の責任ある答弁を聞いて、それまでに意見を申し上げる機会がありますが、とにかくこの件に関してはひたすら3月26日の期限を、我々としては今のような答弁をお聞きした中では、しっかりと対応していただけるという期待といますか、住民の方がルールにのっかって法的な手続をして市長に、市に対しての問いかけをしたことで、その中で監査委員の方が責任を持って勧告をされた案件に対しても、3月25日で

したか、必要な策を講じますというような現在進行形のような回答が許されるのか。

〔「ちょっと端的に」と呼ぶ者あり〕

とりあえず一回ああいいう回答が出されたわけですから、その後3月以降何らかの必要な措置を講じるべき対応がなされたのか、協議がなされたのかお聞かせください。

○尾野田庁舎移転担当官 必要な措置については、今講じています。

○石原委員 今講じていますとおっしゃいましたが、どういう策を講じられているのか。

○尾野田庁舎移転担当官 内容については、今は申し上げられません。

○石原委員 そこは何ですかね。公にしないとイケないと思うが。

○尾野田庁舎移転担当官 必要な措置を講じていると、今はこれしか私は言うことができません。

○石原委員 皆さん本当にしっかりと真摯に市民に対して、お仕事に対して取り組んでおられると、向き合っていると信じていますし、それは感じるが、この件に関しては市民の方も大いに誤解といたしますか、市長を初め職員の皆さん方は市民の訴えに対して、門前払いするような、そんなイメージで捉えていますよ。本当によく聞くわけです。これほど悔しいことはないですよ。備前市そんなのかなど。最低限3月26日までにはこういう措置を講じましたと回答すべきではないですか。約1カ月たった今現在でも講じます、講じています、申し上げられません、それはあり得ないですよ。どこまで答弁できるかわかりませんが、少しでもお伝えできればという思いです。あり得ないではないですか。それは法的な訴訟にもなるわけでしょう。住民の方が納得いかないのであれば。その前に備前市の姿勢をしっかりと見せないと、これはあり得ないですよ、こんな実際。よく伝えてください、市長にも。くれぐれも。

○田原委員長 それだけの答弁しかできないわけ、もう。

○尾野田庁舎移転担当官 一応今私からはそれしか言えないということです。

○田原委員長 あなたからはできないということやね。ということだから、それ以上言うても意味ないということだから。

ほかの件があれば。。

○掛谷委員 資料のことで教えていただきたい。例えば図書館が一番上に来て、5階以上の、3つ目の案に4階に来る。個々の問題ですが、荷重の問題からいえばこういう一番荷重がかかるのが何で4階になるのかなど。地下でもいいし1階でもいいし。僕は地下が非常にいいと思ったりもするので、そういうのが一つは疑問。

それから、民間を入れている案が一つもない。民間を入れなさいということも意見聴取会にあったではないですか。それが、これではない、ありますか。それが2つ目の疑問。

3つ目。今ちょっとお話になかったが、アルファビゼンもやはり耐震化をきちんとやるべきです。あるあるとって、ある、ないではないですよ。根拠がないとだめです、もうこれからは。地震があったときにあるあると言っていて、結局なかったと。本気でアルファに行くのであれば、お金もかかりましょうが、耐震化がなければ根本的に大問題ですというのが一つ。

それから、逆に言えばここへ庁舎をつくる。改修をするのは僕は意味がないと思う。新庁舎にするならいいと思いますが、改修をするのはほとんど意味がないと思います。それはもう大反対です。新築するのはいいかもわからない。ただ、アルファビゼンをどうするかという話もある。逆もあり。現市庁舎は壊さなければいけない、向こうに行ったら。ここを新庁舎にするのなら向こうは壊さないといけないわけですよ、いずれはね。幾らかかるのか、あれ。そういう話はどうなのか。新天地というのもあったでしょう。それはどうなのか。

それから、今ランニングコストの話があった。ランニングコストとイニシャルコストもある。これ見たらわかるように、今のところへ新築したら22億円かかる。例えば15億7,000万円とか10億円とかが、ここで倍違うわけです。そういうトータルでもう少し考えてもらいたい。

だから、やはり出された案がもう文書で書いて、図面は確かに載っているが、なかなかわかりづらいので、この図面などは。もっと3Dみたいな、何階に入ってくるとか、議員でもわからない、一般の人にしたら失礼だけど、わからないですよ、専門家でない。何かもっとわかりやすい資料をつくれませんか、こういうものも。

いろいろ言いましたが、どれがいいか悪いかというのは私も今の時点では、この時点では。ただ、ここを改修するような事業の、4番目ですか、これはちょっとあり得ないというのは言えますが、あとはちょっといろいろ考えさせてもらいます。今の私が言ったところをどういうふうに考えるのか、ちょっと教えてください。

○尾野田庁舎移転担当官 まず、4階に図書館をとということですが、一番に考えたのが市庁舎を移転する場合という考えでいますので、市庁舎の執務室を優先的に考えています。地下でもいいですが、やはり地下ですと光が入らない。いうことで一応4階が一番いいのではないかと。5階から上を撤去する案なので、トップライトを2カ所つけるような形に図面をしていますので、明るさも十分とれるということで図書館については4階をとという考えでいます。

あと、民間が入っていないということですが、一応今考えているのが公民館、社会福祉協議会、勤労者福祉センター、このあたりを考えています。この辺で大体スペースが埋まってしまうので、ほかの民間が入るまではちょっとスペースの問題で難しいと考えます。

あと、耐震化をやるべきかということだと思うが、これについてはもしアルファに移転ということが決まりましたら、やはり耐力度調査といいますか、耐震の調査をする必要があると考えています。

○掛谷委員 それを先にしないといけないのではないかと。決まってからするのか。

○尾野田庁舎移転担当官 決まってからする考えです。

○掛谷委員 なかったらやめる。

○田原委員長 そりゃそうじゃろう。

○尾野田庁舎移転担当官 いや、耐震がある範囲でできることをするという形になると思います。

○田原委員長 平田課長、どうですか、今の答弁で。

○平田まち整備課長 かなり老朽化しておりますから、耐震基準で建てられたとはいいいながらその老朽度とか耐震化の調査というのはしっかりやる必要があると思います。ただ、その調査の費用が多分相当な額になると思います。ちょっとコンサルとも相談しているが、恐らく数千万円というような費用になってこようかと思しますので、そのあたり非常に悩ましいところです。それだけの費用をかけて調査はした、結果的に移転しないということになると全て無駄になってしまうわけですし、我々とすればやはりある程度方針を決定してアルファに庁舎移転するんだという方向で進んでいくのであればその過程で調査をして、その調査結果に基づいて必要な対応をしていくと。幾ら何でも調査結果でまるきり使い物にならないというようなことにはならないのではないかというふうに思っていますし、多少なり補強ですとか若干の設計の修正とかといったようなことは出てくるかもしれませんが、そうしたことはやはり進めていく過程である程度の軌道修正というのは避けて通れないことだというふうにも思いますし、そういう形で進んでいくべきなのかなと我々とすれば考えているところです。

○田原委員長 調査は絶対必要な調査なんだから、ここ経費で入れとかないといけないだろう。入れてこれだけ要ると、する場合は。絶対しないといけない。そうと違う。必要経費、絶対必要経費じゃないのか。それも評価する。

○掛谷委員 それはやはり、だろう、だろうという、いわゆる根拠となり得るその当時のまずデータがあるのかどうか。それが一つわからない。それから、これぐらいの年数がたつとこれぐらいの劣化をするだろうというのも恐らく専門家がわかるはずです。そのデータがないところをもって、いやあるんですと言うてみてもそれは説得力がないわけです。私はアルファに移転派ですが、やはりそのところを抑えておかなければ何だったんだと、それこそ物笑いどころではなくて我々の信用の問題になってきます。市民の大きな損失になります。課題ですね。今悩みようるか、入れるべきですよ。まあ、ちょっとコメントください。

○平田まち整備課長 卵が先か鶏が先かの議論でこれ本当に悩ましいところだと思うんです。ただ、あれだけの施設ですし、長いこと閉鎖されていたとはいいいながら何年かは商業施設として使われてこられたわけですし、それなりの信頼度といえますか、古いとはいいいながら使い物にならないというようなことにはならないと思うので、実際に使うことを前提として調査をした上で、その調査結果によってどんな対応をするかということ考えていくということかと思えます。

○掛谷委員 ですから、私が思うのは専門家がデータとしてどこまで出せるか。詳細に耐震調査をする、しないもあります。しかし、専門家がやはり大事なところをチェックすれば、もともとの耐震化があるので、要所要所のポイントをチェックすればそれなりのことはわかるかと。だから、詳細設計をやってもらいたいと思うが、そういう意味合いがあるなら専門家による強度、劣化なり強度のものをするとか、そういうものを考えないのかということよ。お墨つきがある程度ないと、そりゃあ前に行くというところにはなかなか難しいのではないですか。そういうことも言よんです。

○平田まち整備課長 今いわれたような専門家による調査が、ちょっと見てというような中途半端な形では多分結果は得られないと思う。そうなってくればやはり本格的にそれなりの調査をする必要が出てきますし、例えば外壁などは調査するといってもそれこそ周り全部足場組んだりといったようなことも必要になるかもしれませんし、それなりの調査をするとなればやはり相当大的な費用になってくるだろうと思う。だから、そこをどう考えるかというのが我々としても一番悩ましいところでございます。ちょっと専門家に見てもらって、ある程度感覚がつかめるというようなことであればそれはそこで考えればいいのかもかもしれませんが、それはやはり難しいのではないかと思います。

○田原委員長 時間延長若干よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員 それと、取り壊しの問題も出てくるわけですが、こっちにしてもあっちにしても。解体、これも本当に入れないといけない。解体をするときに合併特例債は使えないのではないのか。合併特例債は壊すのに使えますか。幾らかかりますか。こっちと向こうでは幾らかかりますか。

○尾野田庁舎移転担当官 取り壊しの費用に合併特例債が使えるかどうかということですが、こちらに新庁舎を建ててこの今ある建物を壊す場合は特例債が使えるものと考えています。ただし、アルファビゼンの取り壊しについては合併特例債は使えないと。

アルファについては以前見積もりをとった資料がありますので、約5億円ぐらいだと思います。こちらは見積もりをとっていないのでわかりません。たしか高梁市が庁舎の取り壊しで6,000万円ぐらいが出ていたと記憶はあります。

○尾川委員 一番上の表の3案の中で特徴、ここの説明の建築という、特徴の中の建築という文言がちょっと疑問。それで全体に今意見言いあっている、要するに意見が通るかどうかということが一番です。特徴で建築の中でこういういろんな理由を書いている、理由じゃねえかなと思う。例えば第3案の場合、これを市民に見せるときに、こっちが気がつくのは例えば3案だったら公民館、それから社会福祉協議会、勤労者福祉センターという、要するに統合するというのも書いてあるわけ。だから、それもここの特徴の中に、上へ書いている、下は書かなくてもええけど、大きな一つの要素と思う、こっちは。それで、取り壊しの金まで言い出したら、それこそいろいろある、今までそこまで議論しているのかどうかという。それと、この辺の施設を統合することについて、意見は出とったな、意見聴取会で。だから、そういう問題をやはりそれが大きな一つの特徴というか、要するにこういうのを集中して管理するというか、維持管理していくという。またほんなら向こうをどうするのならという話をしていたらもう前へ行かないと思うので、ある程度のところで切っていくと。だけど、こういう施設はほかにあるのかどうか、こういう公的施設を集中していくということをやはり、それから市民が一番気になっているのは駐車場の問題。ここを今見て、駐車場を全部生かす場合と、生かしてもこの間の多数の意見というのは坂を上がるのが大変だということで、1階の、今どうなっているのか知らないが、1階が

駐車場が全部かどうかという、全部ではないと思う。その辺ももう少し説明資料としたら不十分と思う。その辺はもうちょっときちっと見直しして、もうちょっと出さないで、今会議してもまた今わあわあ蜂の巣つついたようになって、また同じことをして早くせえ、早くせえ、どうやらこうやらと言ったんじゃ、もう少し職員の中でも意見を聞いて、建築か、そういう建築の特徴にこういうのは旧アルファビゼンをどうするかという問題があるわけだ、一番。放っておくのか、撤去するのか、利用するのかということ。そういうものをもう少し、今統合していった施設はああいう向こうがどういう問題があるからこっちへ一緒にしようと思っとなんかという、やはりある程度、一々言わないけど、こういうことも、大きな施設を統合するということは大きな問題だと思う。

それともう一つ、要らん話だけど、図書館の入退管理及びセキュリティー対策というが、これも大切だ。だけど、今もう中には24時間稼働しているところもあるわけだ。だから、その辺もある程度想定して、図書館はこうあるべきというのを教育委員会に聞くとか、どうあるべきかというのをやはり検討して持っていかないと、一々何ならかなんと言われてたらまた同じ結果になるよ。それがもう24時間のところもある、結構。それから、時間を長くするとか、9時まであけるとか10時まであけるとかもある。そしたらセキュリティーが要るかもしれないけど。だから、そういうものはどういうふうにしていくかということもある程度総合的に把握して説明していかないとなかなか説得力がない。

それと、一番気になっているのは駐車場の問題と、ほかの施設を統合して維持管理費をコストを下げるわけだから、公的施設を何とか一つにまとめて、まとめられるほうは大変なわけよ。まとめられるほうは大変だけど、そういうところもやはりうるさく言って準備しておいたほうがいいと思う。

○尾野田庁舎移転担当官 委員の御意見を参考にしていきたいと考えています。

○田原委員長 26日はもう決定して案内状出しとんですか。

○尾野田庁舎移転担当官 案内状はもう出しています。

○田原委員長 今のような質問はどんどん出ると思うよ。そのつもりで。

○尾川委員 そりゃ、何ぼか出てくるけど、ぱっと答えていかなんだら、またわあわあわあわあ言うてから何じゃったんじゃということになるからな。

○田原委員長 我々はこうして委員会をまた開けるけど、聴取会というのはそうしょっちゅうできないのだから、そこで何らかの明確な答弁をしないと混乱するだけになるよ。

○石原委員 しばらく時間かけてもどうしても納得できないですね。それから、さっき解体について合併特例債の活用があつていいのかという話があつたが、仮にですがあのアルファビルを解体して、その後に図書館も含めた市民の方が集えるような小ぢんまりとした施設をもし仮に考えた場合、解体後にあそこを有効活用して施設を整備しますという場合の解体についても合併特例債はどうですか。

○佐藤総合政策部長 今おっしゃられたその複合的な施設が合併特例債であるとか、それからそ

の他の起債の対象となるようなものであれば、既存の建物を撤去する費用についてもその起債の対象にはなりません。

○石原委員 そのところが気になったので、ありがとうございました。

それから、さっきどなたか委員もおっしゃっていたが、市庁舎整備の財源の部分ですが、市庁舎整備等の費用にふるさと納税の寄附金を、中にあったと思う、市民の快適な暮らしのためとか、そういう用途指定を踏まえた上でのふるさと納税寄附金の活用というのはいかがですか。

○佐藤総合政策部長 ふるさと納税の寄附金をいただく際に、寄附者の方からこういったことに使ってくださいという目的を示していただいている部分がございます。その中に庁舎というものは一般的には考えられないですが、指定のない部分については使うことはできるかもしれません。それはそのときの財源の状況によろうかと思えます。

○石原委員 負担軽減も図る上で御検討いただければと、考えていただければと思います。

それから、さっき旧アルファビルの耐震の話もございましたが、きょう提示いただいたこの工事費用の中には、あそこがちょっと見ただけでも心配になるような不安になるようなクラックがたくさん入った外壁が見えますが、あの外壁の改修、外壁に対しての費用はこれには含まれてはないということによかったのか。

○尾野田庁舎移転担当官 外壁の改修も含んでいます。

○石原委員 含んでということで認識はしておきます。

それから、ちょっと戻らせていただくが、先ほどの件で住民監査請求への勧告の回答をどうしても納得をいたしかねるといいますか、大きな問題視を引き続きどうしてもしてしまうが、勧告を受けた後のその市として弁護士とも相談をされるとかというような話もあったが、協議をされるというようお話あったが、勧告後の経過、どのような協議が行われたのかというところを少しでも可能な範囲でお聞かせいただければと思う。

○佐藤総合政策部長 経過については、いついつ弁護士に相談したとかということだろうと思うが、今その資料を持っておりませんので、ここでお答えすることはできないので、御容赦いただきたいと思えます。

○石原委員 その中でたしか担当部長もおっしゃった、市として疑念を持っているのが地デジ工事の、そもそもあの工事自体に必要性、妥当性はあったのかというところをしっかりと市として判断していきたいというお話があったが、地デジの工事の必要性、妥当性についての市としての結論はどういうところに至ったということで認識しとったらよろしいのか。

○佐藤総合政策部長 その件については今先ほど担当官が申し上げたとおり、必要な措置を講じているということしか今私どもとしては申し上げられないという状況です。御理解いただくしかないということです。

○石原委員 せんだっての議会等でも提案もなされましたが、あのアルファビルの施設内の公開に対して、あの事件の解決を待たず警察とも協議をして公開に向けてといたしますか、公開について

でも検討していきます、協議をしていきますというお答えだったが、その後内部の公開についてはどのように。少しは進んでいるのか、いかがでしょうか。

○佐藤総合政策部長 その件については、内部での協議はまだいたしていません。今の状況ではそういうことです。

○石原委員 そのやりとりの中で提案として、市民意見聴取会をもし開催するのであれば、そのときにお呼びをした市民の代表の方々、それから希望される市民の方もそうなんですが、ひとつ大変いい機会じゃないかなというふうに思いますんで、ぜひとも4月26日ってもう迫っとなですが、一度ぜひ市民の方に現場を見ていただくというようなことも有効じゃないかと思えますんで、そちらもそれこそスピード感持って御検討いただきたいと思えますが、いかがでしょう。

○佐藤総合政策部長 委員も今おっしゃられたように、26日というのは非常に差し迫っているんで、その際にということとはちょっと無理かなと思います。今後の課題にしたいと思えます。

○田原委員長 この間、議長と備前署へ行かせてもらった。一体、備前署がとめているのか、市役所がとめているのかというて。ところが、残念ながら返事がもらえませんでした、恥ずかしながら。あなたたちは執行者だから、ちゃんと確認してください。私らは必要以上に追求しなかったけど。そんな中でアルファをつくりましょう、いじりましょうと言っているのだから、矛盾なんよ。やはりその辺はしっかりと、こういう案を出すのならどうぞ皆さん見てください、一緒にあそこへ市役所を移しましょうというて提案しなければ、26日なんか納得いかないよ。その辺質問されたらどうする。今検討中ですよというて、そんなことを市民に言えるのか。やはりその辺をはっきりしないとだめです。もうこれは忠告としておきます、委員会として。

ほかにこの件について。

○石原委員 先ほど必要な措置を講じていますという答を弁いただきました。これはかえって市民の方にその後、勧告の回答後、備前市は必要な措置をどのように講じられたのかという関心を持っている方がおられるが、その方にお伝えをする中で、この必要な措置を講じています、そこまでしかお答えできませんということをそのままお伝えするしかないということですか。必要な措置を講じているその内容というのを、あくまでも不可能といいますか、そこまでしかということですか。

○佐藤総合政策部長 委員のおっしゃるとおりです。

○田原委員長 ほかになければきょうの委員会は終わりしたいと思います、よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員会を終わります。

長時間御苦労さまでした。

午後5時13分 閉会